

米軍基地関係特別委員会記録  
<第2号>

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月26日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

---

### 開会の日時

年月日 平成26年3月26日 水曜日  
開 会 午前10時2分  
散 会 午後3時38分

---

### 場 所

第4委員会室

---

### 議 題

- 1 陳情平成24年第128号、同第129号の2、同第136号、同第168号、同第169号、同第171号の2、同第172号、同第173号、同第204号、陳情平成25年第20号、同第24号、同第25号の2、同第26号、同第27号、同第58号、同第62号、同第70号、同第75号、同第76号、同第77号の2、同第78号、同第80号、同第81号、同第100号、同第110号、同第124号、同第127号、同第128号、同第135号、同第144号、同第150号、同第151号、陳情第4号、第5号、第6号、第13号、第16号、第20号、第21号及び第22号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（12月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 閉会中継続審査（調査）について

---

### 出 席 委 員

委 員 長 新 垣 清 涼 君  
副 委 員 長 又 吉 清 義 君  
委 員 中 川 京 貴 君

委	員	具	志	孝	助	君
委	員	仲	宗	根	悟	君
委	員	新	里	米	吉	君
委	員	玉	城	義	和	君
委	員	吉	田	勝	廣	君
委	員	嘉	陽	宗	儀	君
委	員	吳	屋		宏	君
委	員	比	嘉	京	子	さん

委員外議員 なし

---

### 欠 席 委 員

桑 江 朝千夫 君

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

知	事	公	室	長	又	吉	進	君
基	地	防	災	統	親	川	達	男
基	地	対	策	課	運	天	修	君
地	域	安	全	政	池	田	克	紀
企	画	部	企	画	下	地	正	之
環	境	生	活	部	大	浜	浩	志
福	祉	保	健	部	平	順	寧	君
農	林	水	産	部	増	村	光	広
土	木	建	築	部	末	吉	幸	満
土	木	建	築	部	松	田	了	君
教	育	庁	教	育	浜	口	茂	樹
警	察	本	部	刑	比	嘉	善	雄
警	察	本	部	交	砂	川	道	男
警	察	本	部	交	砂	川	道	男

○新垣清涼委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成24年第128号外39件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境生活部環境企画統括監、福祉保健部保健衛生統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁教育指導統括監、警察本部刑事部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、陳情平成24年第128号外39件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

又吉進知事公室長。

○又吉進知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は0件。陳情は、継続が32件、新規が8件となっております。

まず、継続審議となっております陳情32件中、処理概要に変更があります2件について、その処理概要を御説明いたします。

資料の6ページをごらんください。

陳情平成24年第136号普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

3段落目以降、次の追加を行っております。

一方、政府から普天間飛行場代替施設建設に係る埋立申請が提出され、県は公有水面埋立法等関係法令にのっとり同申請を承認したところであります。

しかしながら、同計画が進捗したとしても、普天間飛行場の移設は9.5年を要するとされ、同飛行場の危険性除去は、喫緊の課題であることから、政府に対し5年以内の運用停止を求めたところであります。

続きまして、資料の29ページをごらんください。

陳情平成25年第58号嘉手納基地所属F15イーグル戦闘機の墜落事故に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

陳情項目3につきまして、去る3月20日、ホテル・ホテル訓練区域の一部における使用制限の解除に関する日米合同委員会合意がなされました。

合意文書では、米側から当該水域を訓練に使用しない日時 of 通告の方法、使用されない日時において行うことができる漁業の方法等が示されております。

また、今後、関連手続等を定める現地実施協定が作成されるとのことであります。

これに合わせて、後段部分の表現を一部変更させていただいています。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の67ページをごらんください。

陳情第4号米軍F22Aラプター戦闘機の嘉手納基地への常駐的配備に反対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から3までにつきまして、嘉手納飛行場をめぐっては、外来機のたび重なる飛来に加え、F-22戦闘機の一時配備などにより、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとは言えないと考えております。

そのため、F-22戦闘機の一時配備通知があった平成26年1月14日、県は、米軍及び日米両政府に対し、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。

次に、資料の69ページをごらんください。

陳情第5号続発する米軍ヘリコプター墜落事故に抗議し飛行中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1から3までにつきまして、昨年8月に発生したHH-60ヘリコプター墜落事故について、去る1月21日に、米空軍嘉手納基地が公表した事故調査委員会の調査結果の概要によると、墜落機の操縦士が編隊飛行をしていた機との空中衝突の可能性を認識し、低空飛行で急に操縦操作した結果、過度に高度を失ったことが原因であり、再発防止策として、HH-60の運用を一時停止し点検を実施したこと、隊員に対する調査結果の周知、飛行前のブリーフィングの強化等を行ったとの説明がありました。

また、1月には英国において同型機の墜落事故が発生しておりますが、これについて、嘉手納基地によると、航空機及びその運用に影響する可能性があった場合には、その旨が周知され、必要な措置をとるとのことです。

航空機事故は、一歩間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねないことから、県としては、今後とも、事故原因の速やかな公表や、機体の整備点検、隊員教育の徹底等の再発防止策に万全を期すよう、強く求めてまいります。

次に、資料の71ページをごらんください。

陳情第6号県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対する陳情についま

して、処理概要を御説明いたします。

陳情項目2及び3につきまして、米軍車両が再三にわたり学校敷地に立ち入り、生徒や地域住民に不安を与えたことは、まことに遺憾であります。

県においては、去る1月17日に、沖縄防衛局に対して、関係機関への通報や再発防止の徹底を米軍に働きかけるよう要請したところであります。

県としては、米軍の訓練や移動に際しては、県民の生命、生活及び財産へ十分に配慮すべきであると考えており、今後とも、関係機関に対し、県民に被害や不安を与えることがないように、隊員への教育の徹底を強く求めていきたいと考えております。

次に、資料の75ページをごらんください。

陳情第16号東村高江ヘリパッド建設に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1につきましては、沖縄防衛局によると、高江ヘリパッド建設に係る建築資材等の運行経路については、住民からの意見等を踏まえ、原則として、県道70号線から訓練場内の既存道路を活用して工事を行うこととしているとのことであります。

いずれにしましても、県としては、地元の意向等も踏まえ、住民生活に最大限配慮すべきであると考えております。

陳情項目2につきましては、陳情平成24年171号の2の項目4に同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の77ページをごらんください。

陳情平成26年第20号キャンプ・ハンセンのHH60ヘリ墜落事故に係る米軍による環境調査に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1及び3につきまして、平成25年8月5日の墜落事故発生後、あらゆる機会を通じて、米側へ墜落現場への早急な立ち入り及び土壌調査等を求めてまいりました。

県は、8月14日に墜落現場周辺の環境調査を実施し、10月22日にその結果をホームページで公表しております。

また、2月3日には米側から沖縄防衛局を通じて2月20日以降に県及び宜野座村の立ち入りを認めるとの通知を受けており、再度一日も早い墜落現場における環境調査を求めています。

去る3月17日には米側や宜野座村と共同で墜落現場において土壌を採取し、現在、分析を行っているところであります。

県としては、住民の不安を払拭するため、宜野座村等と連携し、土壌調査の結果を踏まえて適切に対応したいと考えております。

次に、資料の79ページをごらんください。

陳情第21号沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

陳情項目1につきまして、沖縄防衛局が実施している沖縄市サッカー場の追加調査については、沖縄市及び沖縄県の3者により、12月11日から3月25日までの間に4回協議を行い、調査内容や手法等について検討しております。

さらに、担当者間で調査の進捗状況等を確認するための工程会議や、調査への立ち合い、電話・電子メールによる日常的な協議・確認などを行っているところであります。

引き続き3者において十分に協議を行い、今後、構造物の下及び地表より深い部分の磁気探査等を実施していくこととしております。

また、調査の状況については、去る3月4日、沖縄防衛局においてホームページに公表しており、県としては、引き続き調査の状況について、政府の責任で説明すべきであると考えております。

以上、知事公室の所管に係る陳情40件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、環境生活部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大浜浩志環境企画統括監。

○大浜浩志環境企画統括監 環境生活部関連の陳情につきまして御説明いたします。

環境生活部関連の陳情は、継続15件、新規2件となっております。

継続15件につきましては、処理概要に大きな変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

お手元の資料78ページをごらんください。

陳情第20号キャンプ・ハンセンのHH60ヘリ墜落事故に係る米軍による環境調査に関する陳情について御説明いたします。

記の2につきまして、米軍による環境調査結果については、事故発生から公表までに相当な時間が経過しており、県や宜野座村が懸念している放射能につ

いて調査されていないなど、県民の不安を払拭できるような内容ではないと考えております。また、県による墜落現場への立ち入りが認められていない時点での調査であり、そのため県による検証が不可能なことなどから、米軍の調査結果については、県として評価することが難しい状況にあると考えております。

次に、80ページをごらんください。

陳情第21号沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情について御説明いたします。

記の2の(1)につきまして、沖縄防衛局が実施している全面調査については、沖縄防衛局、沖縄市及び沖縄県は、昨年10月末から3機関で磁気探査、土壌調査、ドラム缶付着物調査等の調査内容等について協議しております。また、周辺環境調査については、全面調査に合わせて、公共用水域の水質監視を担う県が実施するものとし、地下水の採水地点は地下水位等高線を参考にするなどして決定するとともに、降雨時のサッカー場暗渠排水を採水することにより、河川への影響を直接モニタリングしております。さらに累積的な影響を評価するため、近傍を流れる河川の河口底泥を採泥しております。

記の2の(2)につきまして、県が行う周辺環境調査の結果については、結果がまとまり次第、速やかに県のホームページ上で公開することとしております。

記の3につきまして、県は、これまで3機関による協議の場において、適切な時期の調査結果等の公表及び市民への説明会の開催について、関係機関へ働きかけてきたところです。また、沖縄防衛局は、去る3月4日に全面調査の結果を中間発表し、ホームページ上で公開しております。県としましては、調査の透明性を確保するよう、今後も3機関による協議の場等において、関係機関へ働きかけてまいります。

記の4につきまして、嘉手納空軍が嘉手納基地内で行った調査結果については、沖縄市サッカー場全面調査との因果関係が不明であることから、県としてのコメントは差し控えさせていただきます。

以上、環境生活部に係る陳情処理概要について御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○新垣清涼委員長** 環境生活部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、福祉保健部保健衛生統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。



平順寧保健衛生統括監。

○平順寧保健衛生統括監 福祉保健部関連の陳情は、継続の陳情平成24年第129号の2及び陳情平成25年第25号の2の2件となっており、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 福祉保健部保健衛生統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

末吉幸満土木整備統括監。

○末吉幸満土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続8件、新規2件となっております。

継続の陳情7件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

資料の26ページをごらんください。

陳情平成25年第27号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情、記の3の処理概要について御説明申し上げます。

「行政手続法、公有水面埋立法等の関係法令に則り対応してまいりたいと考えております。」から「公有水面埋立法等関係法令に則り、慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところ。」に変更しております。

資料の33ページ、陳情平成25年第70号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請を承認しない議決を求める陳情の処理概要につきましては、資料の27ページ陳情平成25年第27号の3の処理概要と同じ内容となっております。

資料の43ページをごらんください。

陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情、記の1(1)、(2)及び記の3(1)から(3)の処理概要について御説明申し上げます。

記の1(1)から(2)、「公有水面埋立承認申請書には環境保全に関し講じる措置を記載した図書が添付されていることから、当該図書の審査結果も踏

まえ、公有水面埋立法等関係法令に則り、承認基準への適合状況、利害関係者、地元市長及び関係行政機関の意見などを総合的に勘案し、承認するか否か判断したいと考えております。」から「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令に則り、慎重に審査を行ってまいりました。その結果、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したところです。また、承認に際して、環境保全措置等の実効性を期するため留意事項を付しました。」に変更しております。

記の3(1)から(3)、「外来種への対策については、今後の審査において確認したいと考えております。」から「外来種への対策などについて、申請書の記載事項に関する質問を行うとともに、環境生活部からの意見に対する事業者の見解を求め、申請書の内容について審査を行いました。その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置を講じるとしていることなどから、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断しました。」に変更しております。

資料の53ページをごらんください。

陳情平成25年第124号沖縄島周辺での海砂採取に関する陳情、記の1の処理概要について御説明申し上げます。

「なお、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の供給元が土砂採取による環境への影響に配慮していることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい影響がないよう慎重に判断すると記載されていることから、県としましては、これらの内容が適切かどうか審査していきたいと考えております。」から「なお、普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書では、ジュゴンに関する環境保全措置として以下のような措置が記載されております。作業船が沿岸を航行する場合は、岸から10キロメートル以上離れて航行するとともに、大浦湾の湾口から施工区域に進入する場合は、一定速度で沖合から直線的に進入する。ジュゴン監視・警戒システムを構築し、ジュゴンが大浦湾内で確認された場合は、水中音を発する工事を一時的に休止するなどの対策を行う。事後調査を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。さらに、これらの対策に関して、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられているものと判断しました。」に変更しております。

資料の55ページをごらんください。

陳情平成25年第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情、記の2の埋立申請手続の内容審査に係る部分及び記の3の海砂採取によるジュゴンへの影響に係る部分について御説明申し上げます。

記の2埋立申請手続の内容審査に係る部分について「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の外来種混入等対策として、供給元における現地調査や駆除等対策の確認、造成後のモニタリング、除去などを行なうことが示されております。県としましては、これらの内容が適切であるかどうかについて審査していきたいと考えております。」から「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書では、外来生物に関する環境保全措置が示されております。さらに、事業者は、専門家の指導・助言を得て外来種の混入有無の確認方法や駆除等の対策などを決定することなどから、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられているものと判断しました。また、承認に際して、環境保全措置等の実効性を期するため留意事項を付しました。」に変更しております。

記の3海砂採取によるジュゴンへの影響に係る部分について「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書には、埋立土砂の供給元が土砂採取による環境への影響に配慮していることを確認するなど、埋立土砂の調達に伴う環境への著しい影響がないよう慎重に判断すると記載されていることから、県としましては、これらの内容が適切かどうか審査していきたいと考えております。」から「普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請書では、ジュゴンに関する環境保全措置が示されております。さらに、これらの対策に関して、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられているものと判断しました。」に変更しております。

資料の62ページ、陳情平成25年第144号仲井眞弘多知事に沖縄の歴史にたえる判断「埋立不承認」をするよう決議することに関する陳情の処理概要につきましては、資料の27ページ、陳情平成25年第27号の3の処理概要と同じ内容となっております。

資料の63ページをごらんください。

陳情平成25年第150号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情、記の6の(1)及び6の(2)の処理概要について御説明申し上げます。

「質問については、申請書の内容について確認すべき点がなくなるまで行う

予定です。」から「なお、質疑応答については、平成25年12月12日に沖縄防衛局に対して4回目の質問を送付し、12月17日に回答の送付を受けて終了しました。」に変更しております。

次に、新規に付託された陳情2件について御説明申し上げます。

資料の73ページをごらんください。

陳情第13号普天間飛行場代替施設(辺野古新基地)建設のための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認申請については、公有水面埋立法等関係法令にのっとり、手続及び審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したものであり、取り消すことは考えておりません。

次に、82ページをごらんください。

陳情第22号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情の処理概要について御説明申し上げます。

記の1から記の4までについて、平成23年12月28日に提出された普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見を受け、防衛省では学識経験者等専門家から成る有識者研究会を設置し、評価書の補正を行っております。その後、これを基に公有水面埋立承認申請書が作成され、昨年3月22日に県に提出されております。

また、昨年11月29日の環境生活部意見の提出に当たっては、専門家の意見を聞いた上で意見を取りまとめたものであると認識しております。

それを踏まえて、環境生活部の意見に対する事業者の見解を求めるとともに、申請書の内容について、法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査しました。

その結果、事業者は、予測・評価に不確実性を伴う項目等について専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講じるとしていることなどから、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合すると判断しました。

以上、土木建築部の所管に係る陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明

をお願いいたします。

増村光広農漁村基盤統括監。

○増村光広農漁村基盤統括監 農林水産部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

農林水産部所管の陳情は、継続6件、新規2件となっております。

継続の陳情6件につきましては、処理概要に追加修正がありましたので、変更のあったところを御説明申し上げます。

資料の26ページ、継続の陳情平成25年第27号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情のうち、記の3につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の33ページ、陳情平成25年第70号沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請を承認しない決議を求める陳情につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の43ページ、陳情平成25年第78号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情のうち、記の1(1)、(2)、記の3につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の55ページ、陳情平成25年第127号世界自然遺産登録と新たな基地、ヘリ・オスプレイパッド建設問題に関する陳情のうち、記の2の埋立申請手続の内容審査に係る部分につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の62ページ、陳情平成25年第144号仲井眞弘多知事に沖縄の歴史にたえる判断「埋立不承認」をするよう決議することに関する陳情につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料の63ページ、陳情平成25年第150号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情のうち、記の6の(1)、(2)の処理概要につきましては、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、新規の陳情2件について御説明申し上げます。

資料の73ページ、陳情第13号普天間飛行場代替施設（辺野古新基地）建設の

ための公有水面埋立承認の撤回を知事に求める決議に関する陳情につきまして、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

資料82ページ、陳情第22号普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情につきましても、先ほど土木整備統括監が説明しました処理方針と同じ内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、農林水産部所管に係る陳情8件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁教育指導統括監の説明を求めます。

浜口茂樹教育指導統括監。

○浜口茂樹教育指導統括監 資料の71ページをごらんください。

陳情第6号県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対する陳情の教育委員会の所管する事項の処理方針について御説明申し上げます。

教育委員会関連は、記の1の事項となります。

それでは、処理概要を御説明いたします。

平成26年1月17日に米軍車両が読谷高校施設内へ無断侵入した事案を受け、同年1月28日には、県教育長が読谷高校校長ほか学校関係者とともに、米空軍嘉手納基地、外務省沖縄事務所及び沖縄防衛局を訪問し、米軍車両の侵入に対する原因究明、再発防止策等の徹底について抗議・要請を行いました。

この件について、在沖米空軍は、同年1月31日に嘉手納空軍基地広報局局長が侵入車両の運転手等を伴い、読谷高校を訪問して謝罪するとともに、侵入に至った経緯について説明を行っています。

県教育委員会としましては、今後とも児童生徒等へ不安と動揺を与えないよう配慮するとともに、学校、市町村教育委員会及び関係機関等と連携し、児童生徒等の安全確保に努めてまいります。

以上で、教育委員会に係る陳情の処理方針について説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 教育庁教育指導統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 75ページ、陳情第16号。東村高江ヘリパッド建設に関する陳情ですが、環境生活部にお聞きします。

オスプレイの訓練により北部訓練場の動植物に与える影響について、皆さんの認識を伺いたいと思います。

○大浜浩志環境企画統括監 オスプレイによる動植物への影響でございますが、環境アセスメントの上ではCH53でやっておりますけれども、オスプレイになりますと予測の前提となる飛行の形態、それからエンジンの出力、性能等が大きく異なると考えておまして、その運用による航空機騒音、それから低周波、下降気流、排気熱等の動植物への影響が考えられるというふうに考えております。

○新里米吉委員 今答えたように、CH53とは全然違うという認識を持っているということですね。先ほども話がありましたが、離着陸のときに下降気流が起きて、この風圧が物すごく大きいですし、熱もあるので、2年前に質疑したときにも、皆さんは樹木の倒木、損傷、動物の巣の破壊、高温排気による火災の危険性、森林の乾燥化による動植物への影響が生じるおそれがあると考えられると答弁しています。きょうの答弁以上にもっと厳しいことを言っていたような気がします。今の私の指摘のとおりだと考えていいですか。

○大浜浩志環境企画統括監 そのような認識でございます。

○新里米吉委員 それから、そこには絶滅危惧種のノグチゲラも巣穴を持っています。これは沖縄防衛局からの資料のようですが、N1、N2地区にどれぐらいの巣穴があると考えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 手元に資料がありませんが、N4地区の1、2のところにはノグチゲラの営巣木というものが1カ所は確認されていたと思いま

す。現地調査においても確認されておりまして、そこにはそれがあるということです。それからN1地区につきましては、資料がないのできちんとした数字は言えませんが、この移設先につきましては営巣木が確認されているという状況に間違いはないと考えております。

○新里米吉委員 G1、H2はどうですか。

○大浜浩志環境企画統括監 まことに申しわけありません。数は確認されておられませんけれども、G地区、H地区につきましても営巣は確認されています。

○新里米吉委員 こういった資料をもらったのですが、N1—2地区とN1—3地区合わせてノグチゲラの巣穴が8カ所以上。さらに問題なのは、これから工事をしようとしているG1地区、H2地区合わせて20カ所以上巣穴があります。ですから、G1地区、H2地区はノグチゲラの巣穴がたくさんあるところにつくられようとしているのです。その周辺にはノグチゲラの巣穴が相当な数あるということなので、これは先ほどの環境の問題からすると、当初はCH46で全てやってきて、ずっとこの間オスプレイが沖縄に来るということは指摘されながらも、知らないふりでノーを通して、そしてオスプレイによる環境影響調査はきちんとやらずに別のヘリコプターで調査をして、そしてその周辺にはこのようにノグチゲラの巣穴がたくさんあると。これは絶滅危惧種です。大変な影響が出てくると思うのですが、皆さんはどう考えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 オスプレイの配備に伴って、そのような影響が考えられるだろうということです。予測評価がまだされていないということがあり、オスプレイが配備された平成24年10月に初めて北部訓練場にオスプレイが訓練で着陸したということがございましたので、翌日にはこの影響について環境影響評価、いわゆる調査・予測をするようにという要請をしております。また、昨年10月の第1回目の事後調査報告書が出たときも、環境影響評価審査会からの答申もございましたので、再実施について求めているところでございます。

○新里米吉委員 そういう状況がありながら、しかも先日まだN4—1地区の着陸帯を供用していないにもかかわらず、訓練をしたということがありましたよね。きちんとした環境影響評価もしていない、そこには絶滅危惧種など非常に重要な動植物がすんでいるにもかかわらず、まだ供用もしないうちから勝手



に訓練が始まっている。これについて環境生活部としてはどのように考えていますか。

○大浜浩志環境企画統括監 新聞報道を受けて我々も知った次第であります。米軍の報道を受けてもN4-1地区に着陸したということがございますので、そういう状況になろうかと思えます。我々としても詳細がまだ確認されていない状況で、その詳細につきまして報告をするようにという形で今申し入れておりますので、その報告を受けて対応を考えないといけないと思えます。いずれにしても、まだ使用が米軍へ移っていない段階でおりたということは一米軍の説明によりますと、嘉手納空軍基地配備の機種ではないという話はしておりますが、やはりその辺に注意を払う必要があったと感じております。

○新里米吉委員 知事公室長、今の件についてはどうですか。

○運天修基地対策課長 N4-1地区への着陸につきましては、平成26年3月18日に新聞報道がございまして、沖縄防衛局に確認をしております。そして、平成26年3月19日の沖縄防衛局からの回答によりますと、海軍からの回答ということで、海軍のMHヘリコプター1機が平成26年3月17日の16時ごろと16時20分ごろに北部訓練場内の着陸帯、N4-1地区に不注意による着陸を行ったということで認めているという回答がございました。これに関しましては、沖縄防衛局のほうから米海軍に対して、提供まで使用しないことを周知徹底することを要請しているという報告がございまして。

○新里米吉委員 そういう米軍の不注意で訓練もするぐらいの状況の中で、この陳情は工事車両に集落道路を使用させるなという要請なのですが、皆さんの回答を見ると、「原則として」と書いてあります。大体、「原則として」と書いたらかなり破られるのですよ。オスプレイの飛行も、妙な抜け道をつくって頻繁に飛行のあり方が問題になって、時間帯も問題になっている状況があります。大体こういう抜け道をつくと頻繁に住民が使っている道路にも侵入してくる。これまでの米軍のやり方からすると非常に懸念されるのですが、これはどうお考えですか。

○又吉進知事公室長 県としましては、工事に当たりまして、「原則として」という言葉を入れておりますが、地域住民に負担を与えてはならないという形で申し込んでいるわけがございます。「原則として」という言葉の有無にかか

ならず、米軍は最大の努力をすべきであると考えております。

○新里米吉委員 この問題は、先ほども申し上げましたが、何らかの抜け道をつくると米軍はやりたい放題になる。そういう懸念がこの間の嘉手納のやり方からすると当然住民としても、私たちも含めてそういう心配があるわけですから、ここは基地対策課としても十分に対応していくような、常に監視の目を怠らないようにしてもらわないといけないと思いますが、どう思っていますか。

○又吉進知事公室長 常に基地から発生する問題等について、住民感情、あるいは住民が実際に負担を受けているという情報は、この場合でありますと、宜野座村、東村等から連絡を受けておりまして、村と連携をしながらそういう事態が生じた場合は対応していきたいと思っております。

○新里米吉委員 次に、79ページ、陳情第21号。沖縄市サッカー場全面調査に関する陳情ですが、沖縄市のサッカー場のドラム缶、これは米軍のものだと確信をしているのですが、県はどう見えていますか。

○又吉進知事公室長 報道の経過でありますとか、その土地の利用履歴ということから判断しますと、これは米軍のものである可能性が極めて高いということでございます。ただ、現在そういうことも含めて調査中でありまして、結論が出てくると思われまますので、今、米軍のものと断定することは控えたいと思っておりますが、我々もその蓋然性が極めて高いと考えております。

○新里米吉委員 ところで、クロス調査をすることによって、この実態がより正確にわかってきたと思うのですが、皆さんは当該市と沖縄防衛局双方で調査をすることについてはどうお考えですか。

○大浜浩志環境企画統括監 サッカー場の全面調査を毎週行程会議も開きながら3機関で行っておりますので、3機関が連携して今後やっていけば、いろいろな問題がわかってきて、対策も講じられるという認識でございます。

○新里米吉委員 全く同様の認識なのですが、ただ、沖縄防衛局だけの調査よりも沖縄側の調査があって初めてお互いに調査をして突き合わせていくことによって、より正確な実態が把握できるということは、先日の沖縄市の調査、沖縄防衛局の調査をあわせて、より県民にもわかりやすくなったと思っております。た

だ、その場合の費用が生じますよね。沖縄市が調査をして—これは国が責任を持ってやるのは当然とはいっても、今みたいな実態があるわけですので、やはり沖縄側一県なり、市なりが調査をすることによって、より正確な調査ができるというものが明らかになってきています。時には半年も入れない場合があるので、そういうことも含めて考えると、我々側からの調査というものは必要だと思いますが、調査をしたら今度はその市がお金を持たないといけないということになると、なかなか調査ができないという状況になってくるので、これはどう考えていますか。

○又吉進知事公室長 基本的な認識なのですが、この問題が発生したときに沖縄市長と十分話をしておりまして、やはり、今委員がおっしゃっていた点につきましても、沖縄市はそもそも筋が違うということをおっしゃっております。そういう意味では、沖縄市とも連携をしてやっていくこととなります。実態につきましては、基地対策課長から御説明をいたします。

○運天修基地対策課長 沖縄市が実施した調査費用につきましては、サッカー場の工事等に関する損失補償とともに沖縄防衛局と協議が進められていると聞いております。

○新里米吉委員 まだ沖縄市が負担する状況が続くのかどうかというものは、定かではないのですね。

○運天修基地対策課長 現時点で、まだ協議中と聞いております。

○新里米吉委員 こういう基地の環境問題が出るたびにいつも問題になる使用履歴ですが、これは今のところどうなっていますか。

○又吉進知事公室長 使用履歴につきましては、これは地位協定の問題とも絡めまして、従前から跡地利用に重大な影響があるということで、知事公室が所管となって要望をしております。一部そういうものが出てきたこともあったようですが、なかなか使用履歴が明らかにされていないという実態がございまして、引き続き日米両政府に使用履歴をしっかりと出していただきたいということを申し上げているところでございます。

○新里米吉委員 現時点では明確な回答は出ていないということですね。

○又吉進知事公室長　まだ県が満足するような形での使用履歴は出てきていないという認識でございます。

○新里米吉委員　先日の新聞にありましたように、アメリカの軍人で枯れ葉剤を使用して、補償の対象になったという記事がありました。ということは、沖縄に枯れ葉剤があったということはますます明白になってきています。私は、これがまだ余り具体的な証拠も出てこない中で、2カ年ほど前に常識的に考えて沖縄にあったと考えるべきでしょうと言ってきました。ベトナム戦争で使用する米軍の貨物や必要な道具などを全て沖縄に一から持ち込んで、そこから出撃していました。枯れ葉剤だけは、直接アメリカからベトナムに行くわけがないでしょうということを言ってきました。ただ、あのときは具体的な資料が少なかったのが、皆さんも曖昧な返事で終わっていましたが、今は非常にはっきりしてきています。この沖縄市の調査でも、やはり枯れ葉剤が一部検出され始めていますし、軍人が実際にそれを使用したということで、補償の対象になってきているわけですから。置いていなければ補償されるわけがないのではないですか。

○又吉進知事公室長　私どもも、ほぼ発想といいますか、論理の脈絡については、今委員がおっしゃったものと同じです。つまり、復帰前、確かにベトナムでは枯れ葉剤が使われていた。ベトナムの米軍と沖縄の米軍は一体であった。したがって、枯れ葉剤が沖縄にあったのではないかというような問題意識を持って、これまでいろいろ問い合わせをしてきております。ただ、ファクトといましては、今そういう証拠が見つからないということの日米両政府がおっしゃっておりますし、米国退役軍人省も補償を認定したという中で、それは沖縄での枯れ葉剤の存在を裏づけるものではないといったコメントがあったと思います。いずれにしましても、これはかなりの注意を持って継続的に枯れ葉剤の調査を求める。そういう報道でありますとか、あるいは軍人の証言が出るといことがあれば、これは逐一政府に確認を求めてしっかりと事実を明らかにしていただきたいと思いますが、幸いにも今のところそういう被害というものは報告されていないので、そういうこともしっかりと検証してまいりたいと思っております。

○新里米吉委員　4人目だという話があったので、県は補償をされた軍人たちがどこで枯れ葉剤を使って、被害に遭って、今補償されているのか。沖縄だと

したら、沖縄のどこでどういう作業をして、因果関係があつて補償されるようになったのか。ここは調査をする必要があるのではないですか。聞き取り調査もできるのではないですか。

○又吉進知事公室長 調査は国の責任でやってくださいということが基本でございます。ただ、そういう情報収集というものは怠っておりませんが、報道で言われる方々の所在というものは余りはっきりしていないのが現状でございます。それは必要に応じて、県民目線で事実確認をしてまいりたいと考えております。

○新里米吉委員 それは政府を通してアメリカ側に要求するのが、沖縄側としての姿勢でないといけないと思うのですが、どうですか。

○又吉進知事公室長 事実確認をしっかりとやってくれということでございます。そういう要求はしております。そして、それなりの回答が出てきているということでございます。

○新里米吉委員 事実確認をしてくれと要求しても、4名の方が実際に枯れ葉剤との関係で補償されているのに、どこに住んでいるのか定かでない。定かでない報告しかないわけですか。誰がどこに住んでいるとか、そのような報告はないのですか。

○又吉進知事公室長 先ほど申し上げましたように、過去のレポートの中で、沖縄におけるダイオキシンの有無—かつてあったかどうかという形と、この補償が認可されたというものは別の問題であるというような報告もあったかと思えます。可能な限り、政府への要請も含めてそういう方々の実態が沖縄の枯れ葉剤の存在を裏づけるものであるのかどうか、そのあたりは確認してまいりたいと思っております。

○新里米吉委員 最後に、82ページ、陳情第22号との関連でお聞きします。マスコミで海上保安庁の100隻の監視船の記事が出ていますが、皆さんは把握していますか。

○又吉進知事公室長 私どもも、きょうの新聞記事で初めて知った話です。地域安全政策課長から対応についてお答えしたいと思います。

○池田克紀地域安全政策課長 本日の新聞に「辺野古に警戒船」という記事がございまして、これにつきましては、現在、こちらのほうから沖縄防衛局に事実関係を照会をしているところでございます。

○新里米吉委員 県のほうはまだ事実関係を把握していないということですか。

○池田克紀地域安全政策課長 はい。

○又吉進知事公室長 現在、照会中であるということです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 先ほど新里委員が質疑をしておりました環境問題についてお聞きしたいのですが、今こういうようなことから県民の不安や県民の健康を守るための法整備というものは、沖縄県としてはどういう状況にあるのでしょうか。例えば、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法―跡地利用推進法がありますよね。その中に土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、それから水質汚濁防止法などが準拠されていると読んでいるのですが、その中において、この法律は軍事活動が想定されているのでしょうか。

○又吉進知事公室長 今おっしゃった法の趣旨等につきましては、所管は企画部になりますが、当然ながらそこで軍事活動が行われていたという前提でございまして、そこが提供施設でございまして、したがって、枯れ葉剤等については確認されていないわけですが、過去の事例からしますと、そこで油が出てきたり、PCBが出てきたりといったことがあったわけでございます。そういう過去の経験、あるいは事態を踏まえてこの法律はつくられておりますので、その状況、調査、しかも今は返還前の調査といったものを求めておまして、その跡地利用がスムーズに進捗するようにあらゆる手だてを政府の責任で打っていただきたいということを求めております。

○比嘉京子委員 2点問題点をお聞きしたいのですが、1点目に、その調査対

象項目や調査方法等というものは、現行の特別措置法で十分だと考えているのか、修正が必要だと考えているのか、いかがですか。

**○又吉進知事公室長** これは所管が私のところではないものですから、法の評価などについてはお答えしかねます。ただ、もちろん環境のそういう意識等は反映して、最善の形にすべきであろうと思っております。

**○下地正之企画調整課跡地対策監** 跡地利用推進法に基づく土壤汚染等の支障除去につきましては、跡地利用推進法第8条に規定されておりますけれども、あくまで国は返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき土地を所有者等に引き渡す前に駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壤汚染、不発弾除去等の支障除去の措置を講ずるものと規定されておまして、あくまで今後返還が合意された施設ということに限ってでございます。

**○比嘉京子委員** もちろん現状のように、例えば返還前であっても、使用履歴ですとか、返還前でも問題が起こったときに墜落現場とか、そういうところに入れるとか、そういうような沖縄県内の土地でありながら私たちが治外法権的に扱われているという、それに関して後々に被害等がもし出たときに、私たちは何をしたのだというようなことも含めてなのですが、この調査方法、調査内容、項目等も含めて、今沖縄市が少なくともクロス調査等を行っているわけですが、私はこれは国の責任で、きちんともっと多面的な調査がされるべきだと思います。それについてもっと網羅するような内容の法整備が必要だと思いますが、いかがですか。

**○下地正之企画調整課跡地対策監** 先ほどの跡地利用推進法につきましては、確かに規定上は返還が合意された施設というものに限られているわけですが、同法第3条の基本理念におきましては、第1項で、駐留軍用地跡地は、戦後長期間にわたって駐留軍によって使用された後によりやく返還される沖縄県の貴重な土地資源であることに鑑み、沖縄県の自然、経済、社会等に係る新たな展望の下に、沖縄県の自立的な発展、豊かな生活環境の創造のための基盤として、有効かつ適切な利用が推進されなければならないと考えております。また、第2項で、国は、駐留軍用地が日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約―日米安保条約により提供されたものに鑑み、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならないと明

記されております。また、同法第4条の国の責務には、国は、基本理念にのっとり、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すると明記されているところであります。県としては、同法の基本理念にのっとり国の責務を有するということを踏まえると、既に返還された駐留軍用地跡地におきましても、国の責任において汚染等の支障の除去措置が行われるべきものと考えているところでございます。

○比嘉京子委員 今のドラム缶の問題は、その法に合致して国がそれをしているという認識ですか。

○親川達男基地防災統括監 跡地利用推進法は、返還が合意されたということですが、今回の沖縄市の事案は既に返還されて利用されている土地から出たということで、本来であればこの法律の適用ではございませんが、ドラム缶などが米軍に起因する蓋然性が高いということがありました。この取り扱いについては、いろいろ課題があるということ当初から考えておりましたが、それについて県としては、蓋然性が高いものについては現在の法律の趣旨にのっとり、国の責任においてやるべきだということを見出された当初から求めておりました。国についてもその点は、いち早く防衛大臣も蓋然性が高いものについては、国の責任であるという法律の趣旨にのっとり対応するという表明がありまして、現在、沖縄防衛局が調査を主体的にやっております。県としては、返還された跡地について米軍の関係が高いものについては、国の責任で支障除去などがやられるべきであろうと考えております。

○比嘉京子委員 もう少し簡潔な答弁をお願いしたいと思います。もう一点、米国の専門家等から、例えば、爆薬の科学物質、不発弾、それから汚染物質の種類の一つとしてニトログリセリン等の問題等もあるのではないかとというさまざまな想定の中に、我々が安心して住める状況の法整備ができているとはとも思えません。その点に関して、想定外のことももちろん起きますが、法整備の中で責任の所在、予測、そういうことも踏まえて調査項目、調査方法、第三者的な機関—今沖縄防衛局がやっている調査も独自でやっていて、第三者機関が入っているわけではないので、納得がいくかいかないかという目がないのです。そういうことも踏まえて、新たな物質も含めて、今後問題を拡大して、法整備に必要なものを改めて考えていく必要があるのではないかと考えておりますので、これは提言といたしておきます。

次に、82ページ、陳情第22号についてお聞きします。この質疑は、例えば、



陳情平成25年第144号、同第124号、同第78号など多岐にわたっているので、一番新しいものでお聞きします。

普天間飛行場代替施設建設に係る公有水面埋立承認申請手続に関する陳情に対する処理概要で、評価書の補正を行っておりますと書かれています。そして、その後は評価書をもとにして公有水面埋め立てと書いてあるのですが、この陳情は評価書の補正を受けてその後のことについて聞いているのです。ですから中身が、あなたが言うことは評価書の補正の前ではないですかという陳情ではないのです。そのことについて私はそういう封じ方というものはいかがかなと思うので一応お聞きしますが、ここで言うジュゴンの保全については誰がどのような知見を持っているのか、具体的にその文献、研究調査または人など一誰がと言っているわけですから、そこについてお答えをいただきたいと思います。

**○末吉幸満土木整備統括監** ジュゴンの専門家ということでの御質疑ですが、防衛省は評価書の補正に当たって、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価に関する有識者研究会を設置しております。そして、科学的、専門的観点からの助言を得ています。防衛省からジュゴンに係る環境保全措置については、海域生物や生態系を専門とする委員において討議されたと聞いております。

**○比嘉京子委員** 聞いておりますでは困ります。どなたですかと聞いているので、沖縄防衛局が示している専門家委員会というものを知っていますよね。

**○末吉幸満土木整備統括監** 京都大学大学院の荒井修亮先生です。准教授です。

**○比嘉京子委員** その方はジュゴンのどのような研究者ですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 共同研究でございますが、タイ国リボン島周辺の海草藻場におけるジュゴンの食跡の分布状況ということで、論文を提出されております。

**○比嘉京子委員** ジュゴンの生態等については、どなたがやっているのですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 沖縄防衛局からはジュゴンの第一人者といえますか、水圏生物情報学的な、生態学的な専門家から有識者を集めて研究したと聞いております。

○比嘉京子委員 後で結構ですが、専門家の所在と専門性の項目についてぜひ一覧表をいただきたいと思います。今のように食跡を研究しているということと、ジュゴンの生態系の研究ということとを皆さんは一緒だと思われたのでしょうか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほどの有識者研究会の中でいろいろな方がいらっしゃいます。先ほど申し上げたように、荒井先生が水圏生物情報学、そして他の先生は生態学など、いろいろな分野の先生方がいらっしゃいまして、その中で同意をされて、ジュゴンに対する保護対策等も有識者からの意見を踏まえて沖縄防衛局から提出されたといわれまして我々は理解しております。

○比嘉京子委員 先ほどから私がお聞きしているのは、研究というものは非常に細分化されているということはみんな知っておられると思います。例えばジュゴンに関しても、音に関する専門的な人、今の食跡の研究者ということと、ジュゴンの生態系を知っているのかということ—ジュゴンの生態系はいまだかつて皆さんの答弁では知見が得られていないという答弁がずっと続いているので、そういうことにおいてジュゴンの知見は得られたと理解しているのですかと聞いています。

○末吉幸満土木整備統括監 防衛省が行いました有識者研究会の中で、ジュゴンに関する研究結果に基づきどのような論文等を参考にしたかということは書かれております。それをもとにして、有識者会議で同意したということで我々は理解しております。

○比嘉京子委員 その論文も皆さんはお読みになられましたし、その論文も私たちはいただきたいです。私がこのような聞き方をしているのは、これまでの答弁の中で、ジュゴンの生態について性別もわかっていない、どこでどのように夜を過ごしているのかもわからない、そのわからないものに対応するとして10キロメートル離れたところで運搬するとか、生態がわからないのに対応策が出てくるわけがないのです。だから、私は細かく聞いているのであって、意地悪をしているわけではないのです。ですから、今言ったことについて誰が一京都大学大学院の荒井先生でいいでしょう。この方がどういう文献で、どういう調査で、どういう部署でと陳情の中で聞いているものですから、皆さんが処理概要に書いていないので、陳情者に成りかわって聞いています。それをもとに

して、皆さんはどのように判断されたのですかと聞いているのです。それについてももう少し具体的にお答えできるならお願いします。

**○末吉幸満土木整備統括監** 私どもとしましては、防衛省から補正の評価書を作るに当たって、有識者研究会を開催しましたと。有識者研究会におきましては、いろいろな文献、先ほどジュゴンに関しましても相当数の論文等を読み合わせながら勉強して意見に同意したということを理解しております。それで、ジュゴンに係る環境保全措置として本会議で部長等が何回か説明しておりますが、作業船ラインが航行する場合にはきちんと10キロメートル離れるなど説明させていただきました。さらに、これに対処する事業者は、予測評価に不確実性を伴う項目等については専門家等の指導・助言を得ながら必要な環境保全措置等を講ずるとしてありますので、我々は現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、基準に適合していると判断したということでございます。

**○新垣清涼委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員から論文の提供は可能かとの確認があった。)

**○新垣清涼委員長** 再開いたします。

末吉幸満土木整備統括監。

**○末吉幸満土木整備統括監** 有識者研究会でどのような論文をもとにして討議したということはいただきました。ただ、その論文等がまだ手元にありません。それを防衛省がお持ちなのかどうか、提供できるのかということは確認させていただきたいと思います。我々としては、この論文の討議を踏まえて、環境保全措置を講じる図書というものは作成されていると理解しています。

**○比嘉京子委員** こういうようなことで皆さんはオーケーを出すという、スタートラインからこれでは話になりません。論文のタイトルを挙げてください、一覧も。それから私は日本の中にジュゴンの研究者がいるのかどうかということをお調べさせていただきましたところ、本当に専門家というものはいないのではないかという意見があります。では、どこにいらっしゃるのかと私がお聞きしたのは、タイとオーストラリアでヘレン・マーシュさん、カンジュナ・アドゥンヤヌコソンさん。この2人を挙げられました。日本においては、ジュゴン

を研究するという対象が対象であるわけですから、それでなかなかジュゴンの生態はわかっていない。そのわかっていない中で、適合すると判断したと言うので、皆さんにその根拠を聞いています。その中身について精査をしていきますので、ぜひ論文のタイトルと論文を取り寄せてください。そして、皆さんもお読みになってください。

2番目に行きます。

次に、サンゴについてですが、サンゴについてはたくさんの文献等があると思います。その点については、どのような文献、調査研究からどうやって守れるという判断をされたのですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** サンゴに関しても、有識者研究会の中でいろいろな論文等を踏まえて討議したと理解しております。

**○比嘉京子委員** 皆さんは、そのことを踏まえて環境生活部とこれでいいのかという議論をされましたか。皆さんは環境の専門家ではないと思います。ですから、環境生活部に、このような論文を見てこのような判断をしたようだ、それで本当にいいのかと聞かれましたか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 環境生活部からは昨年11月29日に内容の意見をいただきました。その際には、当該意見提出に当たりまして、当然専門家の意見等を踏まえた上で環境生活部としての見解が取りまとめられて私どもに提出があったと理解しております。

**○比嘉京子委員** 処理概要の「また、」以降の3行ですが、環境生活部は全てそれを踏まえた上でも、生活環境、自然環境の懸念は払拭できないというのが11月29日の結論ではないのですか。環境生活部は結論を出しています。それが結論ではないのですか。皆さんはそれを踏まえて、皆さんの中で結論を出したから、どのようにそれをクリアされたのかということを知っているのです。

**○末吉幸満土木整備統括監** 私どもは環境生活部の意見をいただきまして、事業者に見解を求めるとともに、申請書の内容についても当然審査を行っております。その結果、事業者は工事中の騒音などの環境保全措置、ジュゴンなど海生生物に対する環境保全措置などを実施する計画であり、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられていることから、我々は公有水面埋立法に定める基準に適合しているものと判断したところでございます。

○比嘉京子委員 では次、処理概要の「それを踏まえて」というところからですが、法令に基づき県が定めた基準に基づいて審査しましたと。土木建築部における審査基準を出せますか。

○末吉幸満土木整備統括監 この件につきましては、辺野古埋立承認問題等調査特別委員会一百条委員会のほうでも提出させていただいています。

○比嘉京子委員 あの資料ではわかりません。なぜかといいますと、環境生活部も沖縄県環境影響評価審査会一審査会も不可能だ、懸念が払拭されないという意見を出したわけです。それを土木建築部は自分たちの基準に合わせると適合したと判断したわけです。そのギャップをどうやって埋めたのかという皆さんなりの基準があるわけです。審査会の方々も不可能だと出しています。環境生活部も払拭できないと出しました。けれども、土木建築部は十分クリアできたと考えた。土木建築部の基準があるのではないですか。専門家は不可能と言っています。ですが、土木建築部の中では自分たちの基準にかけてみたらクリアできたと、ここに基準に照らしたらクリアできたと書いてあります。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもの内容審査の中で、審査事項と審査結果というものを公表させていただいています。その審査事項というものが、我々の基準でございます。

○比嘉京子委員 払拭できないが、なぜ適合したのかという間がないのです。その間を知りたいのです。

○末吉幸満土木整備統括監 例えば、審査事項の中で公有水面埋立法第4条第1項第2号、その埋め立てが環境保全及び災害防止につき十分配慮せられたるものになることという審査事項を設けております。その中で護岸その他の工作物の施工において周辺の状態に対応して、生活環境への悪影響、水質の悪化等についてもろもろあるのですが、その他環境保全に十分配慮した対策がとられているのかということが審査事項でございます。この審査結果ですが、護岸その他の工作物の施工において別添資料というものがございます。別添資料のとおり、現段階でとり得ると考えられる方法、環境保全措置及び対策が講じられていることから、環境保全に十分配慮した対策がとられていると認められるということで一なお、これらの方法、対策等を確実に実施するためには留意事項

を付すことが望ましいというものが我々の審査結果です。

○比嘉京子委員 平行線なので。皆さん、例えば、米軍基地のために埋め立てをするということをこれまでに経験したことはありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 私の記憶では、私が公務員になってからはございません。

○比嘉京子委員 次の土砂についてお聞きしますが、県内以外から一基地でなくともいいです、土砂を運んでくるという経験はありますか。岩ズリを持ってくるという経験はありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 ないと思います。

○比嘉京子委員 この未経験な中において、環境がどこまで守れるのか。もちろん埋めるということは、守られないということのほうが大きいですが、最小限に抑えていこうというものがアセスメントですよね。その点について皆さんがどこまでそれを配慮したのかということをお聞きしているつもりです。その中で、埋立土砂なのですが、皆さんが言う予測評価、不確実性を伴う項目等について、専門家等の指導・助言を得ながらということをおっしゃっているわけですが、そして、そういう人たちの助言を得てやるから大丈夫だよと説明しています。この皆さんの答弁にある専門家とは誰ですか。

○末吉幸満土木整備統括監 これから専門家等につきましても、当然事業者がいろいろな方々、見識のある方、学識の方というものを選定していくものと理解しております。

○比嘉京子委員 どういう専門家が、どういう専門性を持って、どういう方法で、どういう密度でそれをチェックするのかということも担保されていない。それなのに皆さんは大丈夫だとしたわけですが、その大丈夫だとした理由を教えてください、根拠を教えてくださいと先ほどから聞いているのです。

○末吉幸満土木整備統括監 比嘉委員の外来種対策についてということで特定して説明させていただきます。環境生活部意見に対する事業者の見解でございますが、外来種対策については、埋立土砂の調達に関する供給業者等との契約

手続において生態系に対する影響を及ぼさない措置を規定することとしております。具体的には、埋立土砂調達場所の周辺域の動植物が外来種となる可能性があるのか供給業者等が調査を行い、その結果を事業者が専門家の指導・助言を得て確認する。外来種として選定した種に対し土砂調達場所での駆除等の対策の具体的な内容については、専門家等の指導・助言を得ながら事業者が選定し、その実施は供給業者が行う。事業実施区域において外来種が記録された場合の駆除・除去の方法について外来種生物の拡散状況を踏まえ、専門家の指導・助言を得て決定し、適切に実施するということになっております。

○比嘉京子委員 本当に勘弁してください。自分の言葉で要約して言ってほしいです。こんなつらつら読まれても困るので。皆さんは外来種については専門家に委ねて防げるという判断をしたということですよ。

○末吉幸満土木整備統括監 外来種を含めて今後また防衛省がどのような専門家を委任するのかということは、当然見ていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 皆さんが言う十分適応ということは、どのような意味を持っているのですか。法における十分適応とは何を指しているのですか。皆さんの解釈はどのようなのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 先ほど、私どもの内容の審査基準というものを説明させていただきました。その基準に適合しているということで、私どもは判断しております。

○比嘉京子委員 環境生活部にお聞きしますが、申請書には特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律—外来生物法に準拠すると書いてあるはずですよ。これはどういう意味ですか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から比嘉委員へ簡潔に質疑するよう申し入れがあり、比嘉委員は当該質疑の件については後で調べておくよう述べた。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。  
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 専門家の意見では、例えば、アルゼンチンアリにしても、100%防ぐことはできないと言われています。それが混入してきたときの責任の所在を私が本会議で聞きましたら、責任の所在がはっきりしていないのです。ですから、責任の所在はどのように考えていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 一般的には、事業者が負うべきものだと理解しております。

○比嘉京子委員 一般的には、事業者が負うものだというだけでいいですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私はそのように理解しております。

○比嘉京子委員 そうしますと、農林水産部長に本会議中にお聞きしましたら、ミバエについては170億円。それから、主なものを2つ取り上げたら88億4000万円という答えがあったのですが、その費用等ももちろん根絶した後も防いでいくという、防除のためにもやっていくということで理解していいですか。

○末吉幸満土木整備統括監 事業者におきましては、事業実施区域において外来種が記録された場合、駆除、除去について外来種生物種や拡散の状況を踏まえ、専門家の指導・助言を得て決定し、適切に実施すると記載しておりまして、申請書におきましては、外来種に係る環境保全措置として、埋立土砂の供給元などの詳細を決定する段階で生態系に対する影響を出さない材料を選定する。検討に当たっては専門家の助言を得る。造成後、現地モニタリング調査を行うなどと記載されております。

○比嘉京子委員 今おっしゃるので言いますが、埋立申請書には影響を及ぼさない材料を選択とするというような担保は書かれているのでしょうか。書かれていないですよ。選定場所もまだ特定していません。県しか指定がないです。

○末吉幸満土木整備統括監 私が先ほど説明したことを担保するために、事業者はこれから担保して事業をやっていくものと理解しております。

○比嘉京子委員 環境生活部へ聞きますが、皆さんは今のようなこれからの契



約において、それをそういう場所から選定をする。そして、いないことを確認した場所から運んでくる。今、冒頭にお聞きしましたのは、岩ズリとかを他府県から運んできて土砂を埋めるということ自体初めてだと土木整備統括監はおっしゃっています。それに対して、私は農林水産部に聞きましたら、外来種の駆除のためには何十年もかかる、人員も駆除費もかかると。農作物の損失はこの金額に入っていないと。ですが、これからそういう場所を選定して、入れないように努力をすると言っているわけですよね。それでいいのですか。

**○大浜浩志環境企画統括監** 外来生物の対策について、外来生物法もございしますが、まずは侵入防止措置というものが一番大事です。いわゆる入れないということが優先されるべきだと思います。万が一入った場合には、その緩和策としまして、やはり撲滅すると。それから制御したり封じ込めるといような対策が今後講じられてくると思います。今おっしゃったアルゼンチンアリにつきましては、環境省のほうでも防除の対策は一応できております。そういったものを使用しながらやっていくとは思いますが、向こうで生えている植物の種や昆虫等につきましては、なかなか小さいものですから、確認するのも難しいだろうなと思っております。ですから、そのような対策というものは、非常に不確実性が伴うものではないかと思っております。いずれにしろ、沖縄防衛局がそういった形で専門家も入れてきちんとやるということであれば、県としては十分確認していくことは必要かなと認識しております。

**○比嘉京子委員** 最後に、土木建築部にお聞きしたいのですが、皆さんがおっしゃっている防衛省の有識者研究会、そのメンバーの一人であります松田裕之一横浜国立大学、この方の専門は環境リスク管理及び生態系ということになっています。この方が有識者研究会の中の発言として、環境に影響が出るのは避けられないと自分は主張したと言っていました。そうしたところ、国は影響がないというスタンスに切りかえて沖縄に出していると。このことについては御存じですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 今、比嘉委員が言われた趣旨の新聞報道があったということは承知しております。

**○比嘉京子委員** それで、皆さんは沖縄防衛局に問い合わせをしましたか。そのような意見が載っているけれども、これは事実かどうかという問い合わせはしましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 この件に関しては問い合わせはしておりません。

○比嘉京子委員 今、私が質疑をしてきたことは、いわゆる結論ありきなのです。だから、皆さんはどういうものにもふたをしているのですよ。延々と質疑をしてきたことは、皆さんは事実を確認しようということはないのです。結論が先にあって、そこにつじつまを合わせようとする、不利なものは全部ふたをしていく、事実確認さえもやらない。しかも、外から持ってくる土砂に対して初めての経験であるということをおっしゃっていながら、こういうような態度は、沖縄県の環境に対する責任が全くとれない。それと同時にもう一点は、皆さんは同じように承認をしていながら、もう一方の那覇空港第二滑走路では、環境省は、沖縄は島嶼県ですので遺伝子レベルで生物の攪乱が起こってはいけないので、沖縄県内から土砂を調達すべきであると。国の同じ埋め立てであるのに、その2つを横目で見ながら、一方はこのような態度できたのでしょうか。一方は県内からしか調達をしてはいけないと言い、もう一方はどこからでも持ってくる、岩ズリでも持ってくる、丘ズリでも持ってくる、そして外来種のこと担保されていない。それでいながら皆さんは両方を見ながら承認をしていく。こういう矛盾に対してどう答えられますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今の那覇空港関連の評価書に対する環境大臣の助言及び免許権者の意見というものがございます。その中で、島嶼部の生物については、同種であっても島ごとに遺伝子レベルに違いがある可能性があり、島外からの生物の移入は遺伝子レベルの生物多様性に攪乱を生じさせるおそれがあると。このため、埋立用材及び緑化資材については、島嶼部特有の生物多様性の保全に十分配慮することということで、我々は十分配慮をして沖縄防衛局が県外から土砂を持ってくることを了解したということでございます。

○比嘉京子委員 申請書に対して、そのことに対する担保はありますかと言うと、すべて専門家に委ねるといものが今の答弁ではなかったですか。専門家がどのようにチェックするのかもわからない。誰が専門家かもわからない。どのような頻度、方法、密度でやるのかもわからない。けれども、皆さんはそれをよしとしているのではないですか。そのように指摘して終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 67ページ、陳情第4号、米軍F22Aラプター戦闘機の嘉手納基地への常駐的配備に反対する陳情の処理概要について確認します。68ページに処理概要があるのですが、「F-22戦闘機の一時配備通知があった平成26年1月14日、県は、米軍及び日米両政府に対し、住民の負担軽減を図ることを強く要請したところであります。」と記載されているのですが、この日米両政府に負担軽減を図ることを強く要請するという事は、単なる文書だけで終わるのか、あるいは年間を通して沖縄の米軍基地問題にかかわる問題は直接日本政府に出向く、そして訪米をしてじかにアメリカ政府に訴えることだと解釈しているのですが、その解釈でいいのかということと、もう一点は、訪米をして直接訴えることに関しては、県内の基地事情の負担軽減に対して現状をしっかりと伝える大事な訪米だと思うのですが、やはりそういった意味でも、このような強く訴えるということは、そうなることも含めて行うのか、まずはその点からお伺いいたします。

○又吉進知事公室長 日米両政府、つまり、日米安保条約に基づいて基地は置かれているわけでごさいます、その提供者である日本政府、さらにそれを運用している米政府双方に沖縄県から訴えるということは、委員の認識と同じであります。また、訪米につきましては、これは西銘県政から始まっております。これまでの知事は歴代アメリカへ赴きまして、基地問題についていろいろ訴えてきたということがあります。仲井眞知事もフォーラムを含めまして、これまでに3回アメリカへ行っていると思います。ただ、時代がこれだけ進んで情報化の時代になりますと、アメリカとの距離も大変近くなっておりまして、知事が行くこともそうですが一ことしの予算の項目は知事等の訪米費用ということになっております。したがって、知事が行って訴える部分と、さらに私を初めとした職員が、訴えるというよりもきちんとした情報を収集するという性格もございます。少し長くなりますが、それを考えたきっかけというものがございます。2年前ですが、県内紙に「米国、辺野古断念」という大きな記事が出たことを御記憶かと思えます。アメリカ政府の消息筋の話として、アメリカ政府が辺野古に基地をつくることは諦めたという趣旨の記事でした。あのときに大変驚きまして、私どももそのソースを探るといったことをいろいろやったわけですが、結局、出どころがはっきりしないということと、さらにそれは現時点では事実ではなかった。したがって、そういったことがきっかけで知事が訴えるということもございますが、県職員が米国としっかりとコンタクトをとって情報ソースをとる必要があるだろうという問題意識が芽生えまし

て、私を初め職員も何度かアメリカへ行きまして、有識者と話をしたり、米政府の職員と話をしたりということをしているわけです。したがって、今の委員の質疑に対しては、そういったことを総合的に続けながら、今後県の将来にわたっての基本動作として、しっかりと訪米をして、情報収集をしたり、あるいは県の実情を訴えるということは必要だろうと思っております。

○又吉清義委員 それを聞いて少しは安心しております。ぜひ、こういったものに関しては、お互い改善をしたいということはみんな一緒です。それを県内に在住する米軍、また本国とのずれがあれば非常に困るものですから、常に現地の生の情報を訴える、そして米軍本土の生の情報を仕入れる。そういうことをすることによって、いろいろな事柄が改善されていくかと思えます。そういった意味で、単なる大使館に強い要請をすることだけではなくて、そこにも県民の安心安全を守る意味で訪米の大きな意義があるなということ聞いています。そして最後なのですが、西銘県政から訪米が始まっているということなのですが、現にこの訪米に関して、西銘、大田、稲嶺、仲井眞と回数的にはどのぐらいの頻度で行われてきましたか。

○又吉進知事公室長 歴代の知事訪米ですが、西銘知事が2回、大田知事が7回、稲嶺知事が2回、仲井眞知事が今のところ4回ということになっておりまして、これまで15回行われております。

○又吉清義委員 数の多い、少ないはそれでいいかと思いますが、やはり必要ある限りは数にこだわるのではなく、しっかりと県民のために頑張っていただきたいということを添えて、質疑を終わります。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時23分 再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 まず初めに71ページ、陳情第6号。読谷高校への車両侵入事件の問題について。

皆さん方の処理方針を見ると、「沖縄防衛局に対して、関係機関への通報や再発防止等の徹底を米軍に働きかけるよう要請したところであります。」という処理方針があります。しかし、米軍が間違っただけで学校に侵入するという事件はこれまでもたびたびありましたが、この処理方針で大丈夫ですか。今後そういうことは起こり得ないと言えますか。

○又吉進知事公室長 今委員がおっしゃったように、過去にも養護学校などに侵入をして、大変衝撃を与えたということがございました。もちろん、その都度二度と起こさないようにと再発防止を申し入れてきたのですが、今回またそういうことが起こっているわけです。したがって、これが将来にわたって起こらないように、我々としては強く強く求めているわけですが、残念ながら起こっているということです。ただ、前のケースではこれがある種錯誤によるものであったと。過去のケースでは、ドライバーが沖縄に赴任したばかりで沖縄の地勢をよく知らなかったという説明もございました。したがって、そこに侵入してはいけないという標識をつけたり、政府でそういう教育を徹底するという回答もあったわけですが、今回こういうことが起こったということは、対処策が不十分であったと言わざるを得ないということでございますので、引き続き沖縄防衛局を通じまして、また、折に触れて沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会一軍転協等でもしっかりと申し上げていきたいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 この米軍の対応を聞いても、我々沖縄県民は戦後からずっと再発防止策を申し入れをしてきて、守られたという実感は何もないのです。だから、これを皆さん方が申し入れをしたら、県民に見返りが追及されるので、一応一通りやっておこうかという程度ではないですか。

○又吉進知事公室長 そのような発想ではございません。

○嘉陽宗儀委員 そういう意味では、言葉は悪いですが、沖縄県庁もどうせアメリカの味方になるのではないかと思われる節があるので一最近、知事公室長も頑張っているみたいなので、やはり筋を通して再発防止を絶対守ってくださいということを強く申し入れてください。

次に78ページ、陳情第20号。これは宜野座村での墜落の問題ですが、米軍がこれまで墜落をしたものについて、現場に沖縄県さえも立入調査をさせなかったといったことがありましたよね。この理由は何だったのですか。

**○又吉進知事公室長** 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定一日米地位協定の管理権の問題で、先方に管理権があるわけですが、なぜ管理権を盾にといいますか、そういう形で入れないのかという具体的な理由は聞いておりません。

**○嘉陽宗儀委員** 私が問題にしたいのは、米軍がこうだからできないといって引き下がってしまったら、いつまでも沖縄県民はこのような被害に遭い続けます。やはり、姿勢としても突破する決意をしないと、米軍がだめと言っているからだけではだめですよ。あれは放射能汚染もあったのですよね。調査の結果はどうですか。

**○大浜浩志環境企画統括監** 平成26年3月に調査を行いまして、その調査では墜落の現場には入れずにその近郊まで行き、放射能等々も全部調べましたが、有害物質などは全然問題なく、放射能についても近隣の放射能レベルとほとんど変わらないということでした。墜落現場につきましては、平成26年3月17日に入りまして、放射能については米軍が調査をするという形で、我々も立ち会いながら採取をして、分析をしているところと聞いております。大体1カ月か2カ月ぐらいかかると聞いております。

**○嘉陽宗儀委員** 現場を直ちに保存しないと、墜落現場そのものに放射能汚染というものはあるわけですから。沖縄国際大学のときも、日本の司法権が全部排除されて、あの辺の土壌を全部持って行ってしまって、汚染はありませんでしたと適当にごまかされた。だから、私は、前の議会でも、こういうことになってはだめですよと皆さん方に質疑をして、そうならないように頑張ると聞いた覚えがあるのですが、今回はどのような努力をしましたか。

**○大浜浩志環境企画統括監** 我々としましては、委員がおっしゃるように、インパクトエリア一現場ですね、そこの調査が重要だという形で当初から入れるように、強く強く申し入れ等を行ってございましたけれども、なかなかそれができなかったということが事実でございます。それについて我々も諦めずに何回

も会うたびにインパクトエリアでの調査が必要であるということは言い続けておりました。

**○嘉陽宗儀委員** 諦めずに頑張ることは評価しますが、相手は簡単に認めるわけではないので、あのヘリコプターというものは高速回転するものですから、どうしても核物質を使わないといけないということが常識です。だから、私はそのときも、墜落現場の資料を採取して保存をしないと、アメリカ側が持って行ってしまっ、そして放射能汚染がないものだけをやって、あとは分析した結果何もありませんよということになりかねないと言いました。アメリカ側が、今回も調査をした結果何もありませんでしたと言いますが、どうですか。

**○大浜浩志環境企画統括監** 平成26年3月17日に行った調査につきましても分析中でございますので、調査結果を今述べることはできませんが、いずれにしろ結果が出ましたらすぐに公表なりしていきたいと思っております。

**○嘉陽宗儀委員** 結局、米軍は沖縄県民が苦しんでいるにもかかわらず、平然と法を守らずに違法行為でこういうことを繰り返しているということが言えると思います。ですから、先ほど決意をしたのでそれ以上この問題で言いませんが、やはり沖縄県の断固たる姿勢を示さないとだめだと思えます。断固たる姿勢でアメリカに要求するという、この決意はどうですか。

**○又吉進知事公室長** この事故の問題は、まず事故を起こす運用の問題がございます。事故後の処理、特に墜落地が水源に近いということで、大変宜野座村が心配をしております、村長から要請を受けております。まだ最終結果が出ないということで、たしか水源からの取水はとめていると思います。このように、住民生活への影響が甚だ大きいということで一被害を受けているのは地域住民ということでございますので、これは県としましても、住民の立場に立って強く申し入れてまいりたいと思っております。

**○嘉陽宗儀委員** この皆さん方の処理方針では、「米軍による環境調査結果については、事故発生から公表までに相当の時間が経過しており、県や宜野座村が懸念している放射能について調査がされていない」とありますが、これは事実ですか。

**○大浜浩志環境企画統括監** 米軍が調査をしたのは、平成25年11月18日、それ

から26日という形でされておりますが、その中で我々は現場に入れておりませんので、そういう状況では調査ができなかったということです。

○嘉陽宗儀委員 そうすると、今のは県が入れなかったからという判断であって、私は米軍に確認をし、米軍から放射能の調査をしていないという返事があったのかなと思って今質疑しているのですが。

○大浜浩志環境企画統括監 放射能につきましては、当初の平成25年11月18日、26日の調査の中でも放射能の調査はされていなくて、こちらが申し入れをして放射能調査を行っているという状況でございます。

○嘉陽宗儀委員 そういう意味では頑張ったわけですね。しかし、引き続きやらない可能性があるので、きちんと関心を持って米軍については申し入れをしてください。

次に、74ページ、陳情第13号。公有水面埋め立ての承認申請についての件でお聞きします。処理方針を見ると、「公有水面埋立法等関係法令に則り、手続き及び審査を行った結果、現段階で取り得ると考えられる環境保全措置等が講じられており、承認基準に適合していると判断し、承認したものであり」とありますが、皆さん方が審査を行った結果、現段階でとり得ると考えられる環境保全措置等が講じられているという中身を説明してもらえませんか。

○松田了海岸防災課副参事 事業者のほうで申請書に工事中の環境保全措置等でどういったことをやるかということで記載されております。例えば工事中の騒音について、建設機械は低騒音型を積極的に導入する。振動については、地域住民の生活環境に配慮して、早朝や夜間、日曜及び祝日の工事は実施しないこととする。あるいは水の汚れですと、工事中の海域におけるコンクリートの打設に伴うアルカリ負荷による水質変化の程度はごく小さく、特段の環境保全措置を講じる必要は認められませんが、実際の工事に用いる資材の種別によっては、予測結果を上回る可能性を全て否定することはできず、予測の不確実性の程度が高いと考えられるため、事後調査を実施するなどの環境保全措置が記載されております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方はこの埋立申請については、4次質問までやっていますよね。なぜ4次質問まで皆さん方は行ったのですか。



○松田了海岸防災課副参事 私どもが質問をやりましたのは、申請書の内容についてより詳細に把握する必要があるという点、それから名護市、あるいは環境生活部のほうからいろいろと意見が出ておりましたので、そういった意見に対して事業者としてどのように考えているのかという見解を確認するといったようなことで、質問を行いました。

○嘉陽宗儀委員 あの膨大な資料を私なりに取り急ぎ問題点をチェックして、前にも言いましたが、向こうがやった回答については、適切に対処しますとかいろいろありますよね。あの資料を全部、皆さん方は目を通しましたか。

○末吉幸満土木整備統括監 当然スタッフのほうで目を通させていただいております。

○嘉陽宗儀委員 努力したということで聞きますが、私が整理したものを見ると、環境保全措置の効果を検証するため、環境監視調査、事後調査を実施し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て必要な措置を検討し、適正に実施していくと。要するに、適正に実施していくという表現の箇所が42カ所もあります。ここでいう適正という中身は何ですか。

○松田了海岸防災課副参事 例えば、予測の時期、あるいは項目によってそれぞれ異なってきますが、仮に工事中の水質の汚濁が予想に反して確認されたと。一定の場合は工事を一時ストップする、あるいは汚濁防止膜を追加で設置する。そういった措置を含めて、この場合は適切に対処するというような意味で使われているものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 この適切であるかどうかという判断は誰がやるのですか。

○松田了海岸防災課副参事 一義的には事業者のほうで判断いたしますが、私どもは環境保全措置の実効性を期すために留意事項としまして付した事項の中に、事前に環境保全措置等の詳細を協議すること、あるいは実施した環境保全措置の実施状況を報告することといったようなことで、報告を受けることになっており、そういった段階で県にも報告が来ますので、それが適切だったかどうかについては、県でも確認するということになります。

○嘉陽宗儀委員 事業者が曖昧表現、何をするのかさっぱりわからない表現が

133カ所。それから必要に応じてと、その必要の中身もわからないけれども、必要に応じてという表現が53カ所。それから可能な限り努力するというものが44カ所。できる限りが7カ所。適切に16カ所。極力努力する、これだけで実に321カ所、わけがわからない、どうするのかわからないの回答になっているのです。皆さん方はそれをどうして信用して、現在とり得る最高の措置をしたと言えるのでしょうか。

○松田了海岸防災課副参事 これは本案件に限らずですが、例えば那覇空港の滑走路の増設事業等においても、現時点では想定していないことが起きる可能性がある。したがって、環境監視委員会等を設置しまして、各分野の専門家の先生方に入っていただいて、工事の状況も逐次監視等を行いながらやっていると。その際、当初予想していなかった事項が起きた場合に対処していくというような手法でやっております。これまでの事例でも、そのような環境により配慮するために、環境監視委員会を設置して、監視をしながら実施していくという手法は一般的に埋め立ての場合にとられている事例が多いと認識しております。

○嘉陽宗儀委員 そのやり方は、公有水面埋立法の解説を見て、照らしてみてもおかしいと思います。ジュゴンのすむ美しいサンゴ礁の海に広大な米軍基地をつくるのに誰が考えても環境に影響はないと言えるはずはないと、みんなはそう考えますよ。そして、皆さん方が考えた策は、今言ったように問題なしと。現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられているという中身は、皆さん方は別添資料でつくってきちんと提起していますね。どうですか。

○松田了海岸防災課副参事 審査表に事業者が実施するとしている環境保全措置等の一覧表を添付しております。

○嘉陽宗儀委員 前にも質疑しましたが、これは騒音や振動、低周波、水の汚れ、地形・地質、ジュゴンなどいろいろやっていますが、この中身のキーワードは一例えば、大気指数について言えば、米軍に対して低公害車の導入や適正走行の励行等についてマニュアル等を作成して示すことによって解決すると書いてありますね。これは間違いはないですか。

○松田了海岸防災課副参事 作成して示すことにより周知すると書かれております。

○嘉陽宗儀委員 このマニュアルには何を書いているのですか。

○松田了海岸防災課副参事 これについては、今後作成されるものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 そのマニュアルはつくっているのですか。

○松田了海岸防災課副参事 今後作成されるものと理解しております。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、嘉陽委員がマニュアルの中身を読んでいないのに環境保全措置が講じられていると判断したのかと確認し、松田海岸防災課副参事が公有水面埋立事業では申請があった時点で全ての環境保全措置は確定していないことがあるため、供用後のことについてはマニュアルができた段階で判断することになると説明をした。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 これは公有水面埋立法についても、最初に言ったように、そういう解釈だけでは成り立たない。それで私が言っているのは、皆さん方が現在とり得ると考えられる環境保全措置が講じられておりですよ。まだつくっていないのに、講じられておりではないです。今から講じると言っていますので、ではないですか。

○松田了海岸防災課副参事 工事が完成しまして供用するまでには5年という期間が想定されております。したがって、今後、供用までにはきちんとそういうものがつくられると。対策をとらないということであれば、それは問題がございますが、対策をとるのだということで、私どもはとる対策について今後詳細が決まった段階で協議するようにと。さらに、実施した対策についてもきちんと報告するようにということを実効性を期するために留意事項として付したところでございます。

○嘉陽宗儀委員 この議論をしてもしょうがない。騒音についても、代替施設を利用する自動車の走行による道路交通騒音対策については、米軍に対して適正走行の実施等についてマニュアル等を作成して示すことにより周知すると。これは間違いないですか。

○松田了海岸防災課副参事 そのように記載されております。

○嘉陽宗儀委員 これはどんなマニュアルですか。

○松田了海岸防災課副参事 これについても今後作成されるものと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 これは事業者の仕事になりますが、先ほど私は何のために読谷高校の話聞いたのか、それからキャンプ・ハンセンのヘリコプター墜落のことを聞いたのかというと、米軍は言うことを聞かないし、守らないのです。これが沖縄県民の実体験ですよ。米軍は信用できない、聞かない。しかし、皆さん方は米軍が守らなかったらどうするのですかというものは何もない。米軍が守らなかったらどうするのですか。

○松田了海岸防災課副参事 事業者のほうでは、米軍に周知を行う項目について、米軍が環境保全措置等を理解し実施するよう十分に調整を行い、万が一米軍が要請に応じない場合も、機会あるごとに米軍に要請を行うという対策をとるということで記載されております。

○嘉陽宗儀委員 同じことを何度も聞いても仕方ありませんが、例えば、地形・地質については米軍が聞かない場合には、また引き続き聞くまでマニュアル等を作成して示して周知を図ると、このような話ですよ。

○松田了海岸防災課副参事 そのように理解しております。

○嘉陽宗儀委員 それで、皆さん方が現段階でとり得る最高の措置というものは、結局は米軍任せ。米軍の態度によって変わってくるということが言えますよね。

○松田了海岸防災課副参事 沖縄防衛局で事あるごとに要請を行って、米軍に

遵守をお願いするということだと理解しております。

○嘉陽宗儀委員 この事業者が言うことも米軍は聞かないということは今までの実態でしょう。だから、この埋立承認というものは、結局は米軍の態度いかんによっては大変なことになるということがはっきりしていますね。

○松田了海岸防災課副参事 万が一米軍が要請に応じない場合も、機会あるごとに米軍に要請を行うと記載されております。

○嘉陽宗儀委員 事業者に、米軍に言っても聞かないのでどうするのかと聞いたら、聞くまで周知するという事しか返ってこないのです。今の事業者は米軍に物が言えない。そういう実態の中で、少なくとも防波堤は沖縄県政でしょう。国の言いなりにならないで、沖縄県民の立場でこれ以上沖縄の陸にも海にも米軍基地をつくらせない。その立場から見たら、公有水面埋立法第4条1項の問題も含めて規定は明確なものですから、皆さん方自身が本当に沖縄の自然環境を守っていく、県民の生活を守る、平和、男女を守るという立場に立てばおのずとよく見えます。大体70年近く米軍支配の中で米軍は言うことを聞かなかったのです。結局、皆さん方は米軍は言うことを聞くはずですから、これを信用してくださいと我々に言うのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもが今回やっているのは、あくまでも公有水面埋立法に基づいて、承認基準の適合状況などを審査したということでございます。今、委員から米軍は言うことを聞かないという御指摘もありましたが、それについて我々も力強く指導をお願いしていくという格好になっていくと思います。

○嘉陽宗儀委員 知事公室長、今の議論を聞いていますよね。

○又吉進知事公室長 聞いております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方が現段階でとり得ると考えられる環境保全措置が講じられておりということで、また承認をしたのですが、その中身は全く無責任なものになっているということが今までの質疑で明らかになっており、しかもこれは米軍任せと、環境が守れるかどうかということも。こういうことが明らかになっているのですが、沖縄県民の自然を守り、平和を守る、基地強化をさ

せないという県政としてそれでいいのですかと。知事公室長はどう思いますか。

**○又吉進知事公室長** 県政という立場からいたしますと、公有水面埋め立ての承認・不承認という権限を法にのっとり判断をしたという意味では、県政の判断でございます。

**○嘉陽宗儀委員** この公有水面埋立法に基づいて判断したことが正しいかどうかということは、今後、訴訟も起こるだろうし、いろいろなことでやられるのでしようけれども、ただ問題は米軍にマニュアルをつくって示すことによって解決すると。しかも、マニュアルの中身は何ですかといたら、埋め立て後でないといけないと。埋め立てありきで、全く現在とり得る最高の手段にはなっていないのです。年末に知事と自民党政府とでどういったことがあったのかは知りませんが、結局、あのときに突然変わってしまった。埋立承認をしておいて、あとは何とかしようという話になっているのではないかと考えております。県民からいえば、そういう行政をチェックする立場からは、この埋立承認がいかにもひどいものであり、反県民的なものであるのかということをお我々は追及しなければいけません。だから、それについて知事部局として、ただマニュアルをつくって示すことで事足りるということではだめです。改めて、皆さん方は公有水面埋め立てを承認したのですから、最大限沖縄の被害を食い止めるための努力をすべきだと思います。どうでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 今、委員が議会人として執行部に対しておっしゃっていることはきちんと重く受けとめようと思っております。ただ、繰り返しになりますが、公有水面埋立法に基づいて県の責任ある部署が判断をしたということでございますので、これは県の判断であると受けとめていただきたいと思ます。

**○嘉陽宗儀委員** 次に、75ページ、陳情第16号。東村高江のヘリパッドいらないう住民の会からの陳情ですが、これは工事を強行して住宅地域を運搬車両が走行しているということで心配をして陳情が来ているのですが、実態はどうなっていますか。

**○運天修基地対策課長** 新たな場所の工事については、まだ沖縄防衛局からの説明はございません。

○嘉陽宗儀委員 説明を求める気はありますか。

○運天修基地対策課長 当然、工事の進捗が見られましたら我々としても内容を確認したいと思っております。

○嘉陽宗儀委員 皆さん方は、沖縄防衛局が使用しようとしている道路の現状について調査をしていますか。

○運天修基地対策課長 これまでの資料等で予定地までの道路等は把握しているつもりでございます。

○嘉陽宗儀委員 今、把握しているのかと聞いているのではなくて、調べましたかと聞いています。

○又吉進知事公室長 現地の道路幅員とかといったものは手元にはございませんが、住民生活に影響があるという可能性がもしあるのであれば、東村と連携をとって、東村からしっかりと情報を収集したいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 私がなぜ現場調査をしましたかと聞くのは、今の知事公室長答弁が出てくるだろうと思ったので、聞いています。向こうに行ったら、生活道路―農村道路の幅は狭く、子供が道路を遊び場としても使っている。そういう状況ですよ、部落内の道路は。あのようなところを工事の大型ダンプカーやトレーラーが走行していたら恐ろしいことになると思うので、私は見てきました。これは大変だなと思っています。向こうは道路運送車両法の当然制限区域になるかと思うのですが、これは調べていますか。道路運送車両法で大型ダンプカーが通行できる箇所ですか。

○親川達男基地防災統括監 そういった道路の規格的なものはまだ確認しておりませんが、集落内を通らないということは、たしか沖縄防衛局が何年前に住民との説明会を何回か開催しており、私も参加しましたが、それは住民の、高江区からの要望でもあったと思います。そういったことを踏まえて、集落内は通らないようにという要請が出ていたということがありますので、それを沖縄防衛局はしっかり受けとめるというのが説明会での内容でした。まだ工事は入っているとは聞いておりませんが、そういった集落内の通行については、住民環境に影響が大きいと思いますので、その辺は県としても先ほど委員がお

っしやられた道路の形状なども含めて、しっかりと確認していきたいと考えております。

○嘉陽宗儀委員 沖縄防衛局は皆さん方に十分に連絡をしないで、工事を勝手に進めたり、いろいろなことをこれまでもやってきていますよね。私も現場に何度も行きますけれども、そういう意味では、信頼関係がないと思います。ここでのこれまでの使われ方にしたって、完成届がないのに米軍はオスプレイで使いましたよね。それはどうですか。

○運天修基地対策課長 新たに設置されましたヘリパッドに誤って一不注意に着陸をしたのはオスプレイではございませんで、海軍のMHヘリコプターということでございます。

○嘉陽宗儀委員 その答弁はMHならいいという意味ですか。

○運天修基地対策課長 先ほどオスプレイという御指摘がありましたので、MHヘリコプターですという回答です。このN4地区には新設される2つのヘリパッドと、まだ既存のヘリパッドがございますので、そういったことにもよるのではないかと思います。

○嘉陽宗儀委員 今、ヘリパッドをつくる地域はノグチゲラやヤンバルクイナの生息地域として非常に貴重です。向こうで騒々しくなったものですから、道路を横切って交通事故に遭うという事態が出ています。基本的には、世界遺産登録の問題を目指すのであれば、皆さん方自身が自然を守るために努力をしていかないといけないと思いますが、いかがですか。

○又吉進知事公室長 この事業は、県が求めた北部訓練場の過半を返還するということがきっかけになっているわけです。改めて申し上げるまでもございません。したがって、県としても北部訓練場の過半の返還も含めまして、この地域の自然環境に充分配慮するように再三にわたって申し入れているところでございまして、そのような配慮を政府は行うべきであろうというものが沖縄県のスタンスでございます。

○嘉陽宗儀委員 比嘉委員がジュゴンについて質疑をしておりましたが、SACO合意以来ずっとジュゴンについて私なりに調べてきて、誰が専門家か、世



界的にはどこに専門家がいるのかということも調べてまいりました。結論から言えば、世界的にも、ジュゴンに対する生態系全体としても、詳しい専門家というものはほとんどいないという一先ほど2名ほど名前が挙がりましたが、そこに聞いてもその方たちも確信を持って言えるものではないけれども、少なくとも他の方たちよりは研究をしているという、これは認めますが、そういうものなのです。未解明なことが多い。そういう中で、皆さん方の環境保全措置を見たら、10キロメートル離れればジュゴンを守れるということを書いてありますが、誰がこの10キロメートルというものを決めたのですか。

○松田了海岸防災課副参事 沖縄防衛局では、ジュゴンに関して、飛行機、ヘリコプターを使う等の調査を数年間にわたってやっておりました。そして、その調査によりますと、沖合約3キロメートル程度の位置を移動していると。場合によってはもう少し離れる場合もありますが、それがまず1点。それから、オーストラリアのグレートバリアリーフの調査では、沖合最高で約10キロメートル程度の位置を移動していると。この2つの調査結果をもとに沖合10キロメートル以上離れて航行するという対策をとったというふうに説明を受けました。

○嘉陽宗儀委員 私が今まで勉強してきた結果から、ジュゴンは海にすんでいる動物の中でも最も臆病で、最も音に敏感な動物です。そのことは知っていましたか。

○松田了海岸防災課副参事 そのような記載が文献にあるということについては、以前読んだ覚えがあります。

○嘉陽宗儀委員 今言ったようなことは、大体の本には書かれていると思いますが、やはり日常生活がどうなっているのかについてはまだ不明な点が多いです。だから、ジュゴンについては、これとって正しい保護策というものは簡単に見つかるようなものではないのです。特に音について、あるいは港湾工事が養殖業にどのような影響を与えるのかということも全部調べてみたら、音が連続して続くと養殖業はへい死するという結果が出ています。だから、1秒間にパンと打ったら、水の音は1秒間に1500メートルまで伝達します。そうすると、10キロメートルでしたら何秒で伝わりますか。

○松田了海岸防災課副参事 約6秒だと思います。

○嘉陽宗儀委員 約6秒でジュゴンが逃げられますか。

○松田了海岸防災課副参事 事業者はジュゴンの監視・警戒システムをつくると。それは音波等を使ってジュゴンが近くに来ているかどうかを把握するというもので、これについてはまだ事例等が十分でないということもあり、今後学識経験者等の助言も受けながら精度を上げていくと説明がありました。

○嘉陽宗儀委員 ジュゴンの調査についても飛行機でぐるぐる回って、あるいは1.5キロメートルの範囲をずっと回って、ジュゴンを正確に発見できるような調査体制ではないのです。沖縄防衛局のジュゴン調査の実態についてはどうですか。

○松田了海岸防災課副参事 大きく分けて沖縄防衛局で2種類の調査をやっておりまして、1つは海に潜りまして藻場の食跡を探す調査。飛行機につきましては、チャーターした飛行機で海洋上450メートル上空から目視で観察するという調査をやっております。

○嘉陽宗儀委員 そういうことでは正確に実態を把握することはできないと思います。それで、私は沖縄防衛局に、あなた方が出した回答書についてたくさん疑問があるので答えなさいと言って、調達部長ですか、ジュゴンについて聞くといって、業者も紹介をしてもらいました。その業者の自然監察官にジュゴンの生態について聞きたいので専門家がいたら幸いですと聞いたところ、いとおっしゃったので、では百条委員会で御案内をしてきちんと詳しく聞こうと思うと伝えたら、ジュゴンの専門家はいませんと言われました。これは皆さん方が確かめてください。ジュゴンの専門家がいるのかどうかについて。議員の皆さんはみんなそれぞれ見識を持っています。沖縄県議会で専門家の意見ですと言えば、議員の皆さん方が納得して賛成すると思ったら大間違いです。議会軽視です。議員の皆さん方はみんな一生懸命です。それで本当に大丈夫かということやっていいますから。沖縄防衛局が専門家委員などの名前を出せば議会はそれで納得すると思っているのですか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どもは決してそのような考えはございません。

○嘉陽宗儀委員 議会もそれぞれみんな見識のある人たちがいて、検証する能

力はあるのですから、皆さん方は少なくとも議会に対する対応はもっと掘り下げて、追及にも答えられるようにしないと。きょうも、私から言えば、どうしようもない答弁です。これでは沖縄の自然は守れないということを書いて終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 82ページ、陳情第22号。公有水面埋立承認申請に関連する陳情です。それぞれで質疑しようと思っておりましたが、先ほど与党議員から百条委員会でやりなさいという話がありましたので、これは百条委員会でさせてもらいます。

総論的に県は4回質問書を出していますよね。4回質問書を出して改善をされた点、主にここが改善がされたと、質問に答えたと思われるところを挙げてみてくれませんか。

○松田了海岸防災課副参事 質疑応答につきましては、申請書の内容についての考え方を確認するということですので、基本的に申請書の環境保全措置に追加で何かやりなさいといったことを質問で求めるといったことはございません。ただ、例えばジュゴンの保全対策等について記載されている事項で十分と考えるのかといったような質問に対して、予測の不確実性が大きい事項については、今後専門家の意見も聞いて必要な措置を講じていきますといったような説明があったということがございます。

○玉城義和委員 しかし、環境生活部などの意見を見ると、明らかにこれでは環境保全が図れないとか、騒音が防止できないとか、汚濁が防止できないとか、ジュゴンの保護が不確定であるとかという明らかに改善を求めるといいますか、それが明らかになっているのではないのでしょうか。考え方を確認するというだけではないのではないのですか。特に、環境生活部が出した質問はかなり中身に入っているのではないのですか。

○松田了海岸防災課副参事 環境生活部からの意見は、総論としまして生活環境及び自然環境に関する懸念が払拭できないというような意見がございまして、その個別的、具体的な払拭できない事項を約48項目いただいております。我々はそれを沖縄防衛局に見解を求めるということで、3次質問とあわせて出

しまして、沖縄防衛局からは全ての事項について見解が提出されたということでございます。それを受けまして、私どもとしましては、現時点でとり得る対策が講じられているものと判断するというような結論を出したということになっております。

**○玉城義和委員** 具体的に4回にわたる質問をなされているので、環境生活部も含めてこの点はその質問によって明らかにされたということが出せないということでは質問の趣旨自体が何のためにやったのか。むしろ、これだけ県は一生懸命にやりましたということのためにやったのか。疑いを持たれるので、5点か10点ぐらい挙げてみてくださいと言っても、確認しただけだという話であれば、これは全く県民側からすれば納得できないということでもあります。

あと、細かいことは百条委員会などでやらせてもらいますが、もう一つ関連して、防衛省がやった有識者研究会。この有識者研究会の議事録といいますか、横浜国立大学の松田裕之教授など見解を読むと、かなり環境について負荷があると委員会で結論づけましたが—これは4人の委員会ですか。国はそれを逆の立場で受けとめたと、引用したということをおられるので、それがそうかどうかというものは確かめなくてははいけません。この報告書があればそれを提出してくれませんか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 玉城委員の御指摘のものは沖縄防衛局に問い合わせをさせていただきます。議事録等があるのかどうか問い合わせをしてから、後ほど委員長に報告をさせていただきます。

**○新垣清涼委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、末吉土木整備統括監より沖縄防衛局のほうで議事録が公表されているとの説明があり、議事録を準備しておく旨回答があった。)

**○新垣清涼委員長** 再開いたします。  
玉城義和委員。

**○玉城義和委員** この議事録を末吉土木整備統括監は読まれていないのですか。

**○末吉幸満土木整備統括監** 私は読んでいませんが、審査をしたスタッフは読

んでいるようです。

**○玉城義和委員** ことごとくさように国の出した—これは、県知事意見に対して、それに答えるために防衛省が設置をした研究会ですよね。ここでどういう議論の過程があって、どういう結論が出たのかということは、その後の2次質問、3次質問を出すのに極めて不可欠な要件なのではないですか。それを読まれていない、県にあるのかどうかも定かではないということはいささか問題です。では、議論の過程と研究会の報告書を委員会に提出願います。あと細かいことはたくさんありますが、百条委員会に譲ります。

そして、あと1点。6ページ、陳情平成24年第136号、普天間飛行場の早期移設促進に関する陳情について。極めて現在置かれている県の状況が、処理概要に端的にあらわれているのではないかと思って、その辺の確認を幾つかしたいと思います。まず、処理概要を見ると、普天間飛行場の危険性の除去は喫緊の課題であり、一日も早くやる必要があると。そして、辺野古移設は事実上不可能となっており、県としては他の都道府県への移設が合理的かつ早期に課題を解決できる方策であると考えておりますと。つまり、県内の辺野古移設は事実上できないと前段で言っています。その後は、一方、政府から普天間飛行場代替施設建設に係る埋立承認申請が出て、公有水面埋立法にのっとなって承認したところであるということまでいくと、法律にのっとなって承認はするが、県の立場としては、実質的に辺野古への移設は不可能だという認識ということでしょうか。

**○又吉進知事公室長** この陳情が出てきたのが平成24年9月19日でございます。その際、何度も何度も答弁をさせていただいたように—これは本会議でもいろいろ御質問いただきましたが、県は前段の表現をとっていただくということでございます。その一方で、事実として、後段の申請への承認といったことがあったわけでございますが、それならば自動的に前段を修正するかどうかということは一つの議論であると思います。しかし、今現段階で承認というファクトはあるわけですが、県外移設をするならば自動的におろすかというような判断にはまだ至っていないということがございます。また、本会議でいろいろ申し上げたように、一つは5年以内の運用停止。その方策としての県外移設という考えもあるということでございますので、この処理概要につきましては、従前の表現を残させていただいたということでございます。

**○玉城義和委員** それはそのとおりです。過程を聞いているのではなくて、こ

の処理概要が非常にわかりづらく、このことは本会議でもずっとやっけていて、我々にストンと落ちないし、理解できないので聞いています。一方では、辺野古への移設は事実上不可能という認識があって、もう一方では、法律に基づいて承認をしましたと言っているわけですよね。これは両方ともそう言っています。そうすると、先ほど聞いたように知事の本音としては、これは法律事項だから承認はするけれども、しかし、できませんよと。事実上不可能ですよと。こういう認識ですかと聞いています。

**○又吉進知事公室長** この事実上不可能という言葉につきましては、平成24年9月19日の状況があったと思います。ただ、現在もこの表現を使わせていただくことは変えていないということでございますが、現実に埋立申請が出てきて、それを法にのっとって承認するという事態が平成24年のころとは違っているということでございます。ただ、事実上不可能という言葉に込められる困難さ、あるいは大変さといったものは、そこに存在しているという認識でございます。

**○玉城義和委員** 要するに、事実上不可能という見解は取り下げてはいないと。これは知事として残っているわけですね。だけど、法に従って要件を満たしているんで、これは承認をしましたと。後はどうぞ、国の仕事です。私はできないと、辺野古は無理だと思いますよと。このようにしかとれないですよね。そこが我々はよくわからないわけです。そういう認識でいいのですか。

**○又吉進知事公室長** 今委員のおっしゃったロジックは、そういうお考えが知事には確かにあり得るだろうと思っております。ただ、事態が平成25年12月の承認、今後どのように動いてくるのか、さらに、この辺野古埋め立てによる代替施設の建設というものが今後どういう形で進められていくのかにつきましては、今のところ情報が不足している状況だと思っております。したがって、承認の後の進捗といったものをきちんと把握した上で、文言の整理というものはまた行われなければいけないだろうなどは考えております。

**○玉城義和委員** そうすると、この進捗状況を見ながら県内移設は事実上不可能というものは修正もあり得るということですね。

**○又吉進知事公室長** このパラグラフのこの部分については、今、修正があり得ると断定的には申し上げられませんけれども、現実に辺野古の案というものは、これは普天間飛行場の代替施設、つまり危険性除去の一つの政府が示した

方策であると。これは、知事が申し上げておりますように、否定したことはないということでございますので、それはそれで現に存在していると。しかしながら、県がこのプロジェクトに対して持っていた懸念、事実上不可能であるといった考え方については、今の段階では変えていません。将来についてどうなるのかにつきましては、今委員がおっしゃいましたが、この段階では申し上げることは控えさせていただこうと思っております。

**○玉城義和委員** 知事の動機とは別に、結果論として言えば、埋め立てを承認するということは、そのままいけば辺野古に基地ができるということになるわけですよ、要するに。いや、そうではない、法律に従ってやったのだと言っても、それは動機であって、結果としては基地の建設が進んでいくわけです。そして、それと事実上不可能であるというものの整合性はどうしてもとれません。これは矛盾なのです。そこのところは、現在のところはおっしゃることになると、将来的に進捗状況によっては、それは不可能だと思ったけれども、工事も進んでいますし、それはそれでいくしかない、このようになっていくということでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 我々が見ておりますのは、辺野古の工事というよりも、普天間飛行場の危険性除去がどうなるのかということに着眼点をおいています。したがって、そのための後段の話になってくるわけでございますが、それが現実問題として辺野古の工事によって達成されるのかどうかといったことも、今のところまだ不透明であるという中で、今委員の御質疑にはこうなればこうなるという形でお答えするのはなかなか難しいということでございます。

**○玉城義和委員** 日ごろ、非常に論理明確な又吉知事公室長にしてはよくわからない答弁です。もう少しあなたらしくスパッとわかりやすく言ったほうがあなたのためにもなると思います。それで、今度は後段について、「しかしながら、同計画が進捗したとしても」というところですが、一つ曖昧でわからないのが一運用停止というものはどういう状況を指すのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** まず、この運用停止というものの捉え方なのですが、私どもは宜野湾市民、周辺住民の声を想定しております。また、そのテクニカルに我々が経験上持っている普天間飛行場の機能のどこをとめられるのかという話。さらに、現実に日米交渉でどこまでアメリカが譲るのかと。いろいろな要素があるわけですが、現段階ではやはり市民の声、そこに飛行機の運用が極力

といいますか、ほとんどゼロに近い形で恐怖感や不安を感じない状態に持っていきたい。そういうことを政府に申し上げているわけです。したがって、そのかっちりしたこういう形であるというものは、これは政府が設置しました負担軽減推進会議の中で、ある種のコンセンサスが得られるように努力してまいりたいと思っております。

**○玉城義和委員** たしか、知事が最初当選をされたときに、3年以内の閉鎖ということを行ったと思いますが、例えば開店休業という言葉がありますよね。ラーメン屋が開店はしているけれども、ラーメンはつくっていない。要するに、入り口はあいているけれども、実際の業務はやっていないという話がありました。そういう意味では、例えば、今ここであなたがおっしゃる運用の停止というものは、少なくともヘリコプターやオスプレイなどがそこで離着陸をしたり、訓練をしたりすることはないと。こういう状況を指しているのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 知事が1期目当選のときに、確かに委員のおっしゃったように3年以内の閉鎖状態でしたか、そういうものを多少意識されてはおりますが、現実にKC-130空中給油機が岩国に移駐するという合意がなされている。さらに、オスプレイについても、県は配備計画の中止を依然求めているわけですが、まず訓練の半分程度を本土で行うといった形で、現実に今飛んでいる飛行機を低減させていくというような取り組みは、徐々にではあります可能ではないのかというのが県の考えであります。また、それをどこまで押し込めるのかといいますか、削っていただけるのかということも十分県としては、むしろ強く政府に当たっていくと。そういう覚悟でやっているということでございます。

**○玉城義和委員** いわゆる負担の軽減という言い方と、5年以内に運用停止するという言い方は、基本的に違うわけですね。ですから、負担の軽減をして、オスプレイの半分をどこかに持っていかとか、給油機をどうするのかという話は負担の軽減の策であって、少なくとも県民の前で5年間で普天間基地の運用を停止していくということになると一オペレーションというものは機能を含めてそれがとまることなのです。誰が見ても運用の停止と言われたら、負担軽減とは違うのだなと、5年間にほぼ開店休業するのだなと思うのは当たり前でしょうからね。だから、何のイメージもなく、やってみないとわかりませんということではなかなか通用しないので、その辺はもっと明確にする必要があるのではないですか。少なくともこういう状態を指すのだということぐらいは答



弁してもらわないと、全くやりとりの意味がないといえますか、その辺はイメージがあれば述べてください。

**○又吉進知事公室長** この最終形といいますか、運用停止の状態というものはさまざまな議論があつて、政府とも議論を重ねていくということではございますが、普天間飛行場の負担軽減というものは突き詰めますと、やはり飛行場が住宅地の真ん中にあつて、その上を航空機が飛行していると。そして、それが墜落、あるいは騒音といった危険性があるということですから、さまざまな運用の中で飛行の低減をまず行い、できるだけ極力やっていただくと。それをゼロに近いところまで努力していただくということを県は申し上げているわけがございます。

**○玉城義和委員** ですから、その負担軽減と運用の停止は違うと言っているわけですね。少なくとも運用の停止と言うのであれば、そういう軍用機は飛ばないということぐらいはないと運用停止とは言えないのではないのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** 私どもは、運用停止、飛行機が飛ばない状態を目指して政府に対して申し入れていきたいと考えております。

**○玉城義和委員** 本会議でも少しお聞きしましたが、2005年10月29日に日米同盟の再編がライス国務長官、ラムズフェルド国防長官、町村外務大臣、大野防衛庁長官により行われました。この2プラス2で出ている文章は、要するに普天間の移設がどうしても沖縄県内でないといけないのかということずっと議論されていて、このように書いてあります。「双方は航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連帯し合うことが必要であり続けるということ認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が日常的に活動をともしする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論づけた」と。つまり、陸、輸送、兵たん、政府を含めて、こういう組織が一つでなければならないということが、辺野古でなければならないという理由づけになっているわけです。これのみならず、ずっとそういうふうに言い続けてきているわけです。そうすると、この再編計画を前提として立つのであれば、今おっしゃるように5年以内に輸送機能を全部シャットアウトした場合に、他の基地、キャンプ・ハンセンやキャンプ・シュワブなどが持っている機能との関連性はどのよ

うに理屈づけているのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** それでシャットアウトになってくるのかどうかといった議論をしっかりと日米で詰めていただきたいたいということでございます。もちろん、県が求めるのは運用停止であります。ただ、この2プラス2の文章につきましても、県が仮にこの文章に対して肯定的に見るとするならば、日米安保条約上米軍のプレゼンスというものは一定程度必要であろうという観点。さらに、そこでの航空機の運用というものはある程度そういう戦略上、あるいは地政学的な背景があると。そこまでは理解するわけでございますが、これまで再三県が政府に求めているように、ならばそこに起こり得る脅威は何なのか。あるいは、なぜこれだけの量の飛行機が必要なのかといったことについては回答が返ってきていないわけでございまして、それが返ってきていない以上、県としては県が納得できない部分の運用はとめていただきたいたいというふうに申し上げますと、そういう形でございます。

**○玉城義和委員** そうすると、県の基本的な考え方は今の答弁でいくと、三位一体論といいますか、要するに、機能の統一的運用というものは必ずしも必要ではないという立場に立っているのでしょうか。

**○又吉進知事公室長** そこまでは申し上げておりません。ただ、県民が納得し、県が納得する形としてはまだまだ不十分であろうということでございます。

**○玉城義和委員** 仮に5年間で普天間の機能が停止をして、ヘリコプターも飛ばなくなるという状況になったときに、これは当然海兵隊全体にかかわってくる話になると思います。だから、海兵隊の撤退みたいなものは、例えば、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ、キャンプ・キンザーやキャンプ・瑞慶覧なども含めて全体にかかわってくる話で、だからこの2プラス2などはそういう論理立てになっているわけです。そこに沖縄県としては、この2プラス2の決定も含めて即切って、普天間の5年以内の停止をするということになると、当然沖縄にいる海兵隊全体の兵力や戦略や戦力とかにかかわってくるわけです。全体の海兵隊の動かし方みたいなものが背景にないと、沖縄県知事が言うことはいいですが、日米両政府含めてこれがそのままうまくいくということは極めて話だけの話だろうと思います。その辺の見通しはありますか。

**○又吉進知事公室長** この県の求めが日米両政府にとって大変高いハードルで

あるということは県も認識しております。しかしながら、県が求めていることは、やはり地域住民が今何を一番求めているのかという観点に立って、こういう要望をしているわけでございます。したがって、その結果として起こり得る今の日米交渉でありますとか、米軍の再配置でありますとか、これがどういう形になってくるのかは私どもは知り得ないわけでございますが、一つは政府がこれに対して前向きに県の話聞く姿勢を見せているということでございますので、その席でしっかりと申し上げていきたいということでございます。

**○玉城義和委員** 最後になりますが、もし仮に5年間で普天間の機能が停止できると、そうすると、その後の辺野古が何年かかるかわかりませんが、少なくとも9.5年でいけるとすれば、残りのあと5年間は普天間の機能がなくて、沖縄海兵隊が機能するということですよ。要するに、この普天間は海兵隊全体にかかわってくるのだというのであれば別ですよ。そうではなくて、そこは切り離して普天間が5年間で運用停止となった場合に、普天間の基地がなくても沖縄の海兵隊は機能するということですよ。そうすると、逆に辺野古の基地は要らなくなるということは明白な話だと思います。普天間がなくても5年間は沖縄の海兵隊が機能するわけですから。要するに、輸送部隊がなくても機能すると。あるいは、最近はおスプレイがいるから、あれは航続距離も長いし、別に一緒にいる必要はないということは別の話になってきますが。そういう意味での全体的な整合性みたいなものがそばから見ていてわからないのです。だから、方便として何となくそのように言っているとしか思えないので、全体的な流れを見て組み立てていくと、どうもよくわからないのです。そういう意味では、今言ったように5年間普天間の機能がなくて済むというのであれば、これはそれこそ別々でいいということです。別に辺野古に持っていく必要はないと最初の理屈に戻るわけです。そのところはどのように説明されますか。

**○又吉進知事公室長** この5年以内の運用停止につきましては、この動き始めた、政府がそれに向かって取り組むといった状況になっております。したがって、今委員がおっしゃったような論理で最終的に辺野古が不用になるというようなことになるのかどうかについては、県も見えてはおりません。しかしながら、県といたしましては、やはり今の普天間飛行場周辺の状況を鑑み、まずこの部分から発想してくれ、論理を組み立ててくれ、それが仮に委員のような形に波及するかもしれませんが、あるいは別の形になるかもしれませんが、そのところはまだ見えていないわけですが、とにかく県といたしましては、5

年以内の運用停止を強く求めていくという姿勢でございます。

○玉城義和委員 そうであれば、それなりに5年間閉鎖をして、これで機能は果たしているのですから、普天間は要らないということであれば、それは理屈は立つけれども。一方では、申請を承認しているわけですよね。その辺に全体的な整合性が見えないということを感じているわけです。稲嶺県政も最後は海兵隊の撤退でしたよね。やはり最後はこうなるのです。だからそういう意味では、ぜひその辺を含んで、むしろ5年間で本当にできるのであれば、辺野古は要らないというぐらいのことをむしろ県のほうから発信すればいいのではないかと思います。どうなるのかわからないというのではなくて、県の主体性としてそこは発信すべきではないかと思っております。感想がありましたら、どうぞ。

○又吉進知事公室長 これは改めて申し上げるまでもありませんが、辺野古の問題につきましては承認という形をとっております。ただ、この承認が法にのっとってせざるを得ないという側面があり、この承認とは途中の過程であって、承認する、しないにかかわらず、基地負担の軽減が必要、普天間飛行場の危険性除去が必要という観点で申し入れているところでございまして、県としては精いっぱい政府に対して求めていきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
中川京貴委員。

○中川京貴委員 26ページ、陳情平成25年第27号。33ページ、陳情平成25年第70号。43ページ、陳情平成25年第78号。63ページ、陳情平成25年第150号。73ページ、陳情第13号。82ページ、陳情第22号。全部に関連しますので、時間の関係上一括してお聞きしたいと思います。

沖縄防衛局による公有水面埋立承認申請に関する陳情。埋立申請に関する陳情がこれだけ出ておりますので、あえてお聞きしたいのですが、これまでこの埋立申請が出されたのは何件ぐらいありますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今、手元に資料がありませんが、結構な数があると思います。

○中川京貴委員 その中で、先ほどから各委員から質疑が出ておりますが、や

はり土木建築部また環境生活部の意見が異なるのは当然だと思っております。生活環境及び自然環境の保全については、懸念が払拭できないとしております。那覇空港は払拭されて事業が執行されているのでしょうか。

○松田了海岸防災課副参事 那覇空港の滑走路増設事業については、環境生活部からは払拭できないという形での意見の提出はございませんでした。さらに対策をとる必要があるといったような概要であったかと思っております。

○中川京貴委員 これまで環境生活部において、環境生活部の立場から環境汚染が払拭された例はあるのでしょうか。

○大浜浩志環境企画統括監 環境影響評価の制度の中では大体7件ほど審査をしております。審査会の意見、答申も含めて知事意見を形成するわけでございますが、そういった中では問題はないとか、そういったような意見にはなっていないと記憶しております。

○中川京貴委員 これは私は当然のことだと思っております。承認申請に係る公有水面埋立法に基づいて、土木建築部は公有水面埋立承認申請を承認したものだ。私は法律にのっとって承認したものだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○末吉幸満土木整備統括監 委員の御指摘のとおり、法律に基づいて審査をやりました。

○中川京貴委員 これまで各委員からいろいろな質疑が出て、環境は環境の立場があるように、土木は土木の立場があります。埋め立てはもちろん港湾事業、漁港整備、橋も含めて、事業をするに当たって環境を避けられないのは当たり前です。それを保全しながら事業をなさいというところは全国にはないと思っております。それを一つ一つ丁寧に少しずつ、サンゴの問題、自然環境の問題も時間をかけながら事業に当たっていたと思っております。私たちが土木環境委員会で新石垣空港に行ったときも、コウモリの問題、向こうの環境に全て配慮をしながら新石垣空港完成に十何年もかかりましたが、事業が成功されたものだ。これまで大変な苦労があったということも承知しておりますが、事業というものはこうあるべきだと思っております。しかしながら、上物が基地であるのか、空港であるのか、また埋め立て後の開発であるのか。これと埋立

承認とは関係なく法律にのっとっての承認だと思っておりますが、それを関係あるかのごとく議論されていることに対して少し矛盾を感じますが、いかがでしょうか。

○末吉幸満土木整備統括監 私どももそれほど違いはないと思っております。

○中川京貴委員 これまで代表質問、一般質問、予算特別委員会、またきょうの米軍基地関係特別委員会で普天間の問題、環境問題が出ておりますが、知事も百条委員会で証人喚問されております。そして、公有水面埋立法の行政手続に関しても我々が委員会の中を見ても、瑕疵もないし、法律に基づいて事業が進められていると思っております。その時点で知事の手を離れて、国の事業として進められていると認識しておりますが、県はどのような認識を持っていますか。

○末吉幸満土木整備統括監 今後は、国の責任において事業がなされるものと理解しております。

○中川京貴委員 次の質疑に移ります。

2番目は1ページ、陳情平成24年第128号。8ページ、陳情平成24年第169号。基地内の工事についてお伺いしたいと思います。

沖縄防衛局が工事をするに当たって、また、米軍が工事をするに当たっての違いは何でしょうか。

○又吉進知事公室長 米軍が工事をするという場合は、これは米軍の活動ということになりますので、日米地位協定上、国内法が適用されないと理解しております。

○中川京貴委員 嘉手納町議会から出された50ページの陳情平成25年第100号も絡んでくるのですが、記書きの2番で、要するに基地内に建物を建設されるといったときに、今知事公室長がおっしゃったように、国内法は適用されないと。しかしながら、建築基準法や国内法があるのですが、基地内で工事がされた場合には県に対して報告はないのでしょうか。それとも、承認といいますか、報告といいますか、事前に県に説明をしてから工事に入るのか、工事が終わってから報告が来るのか、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 工事の大小はあろうかと思えます。ただ、一定の機能を有する施設をつくる場合、これは合同委員会の合意というものが必要とされる面があると思えます。したがって、合同委員会の合意が必要な基地の機能の変更ということであれば、合同委員会の議事録というものは公開されていないのですが、これまでの例から言いますと、こういったことをやるということが防衛省から情報としてもたらされると。ただ、これが100%かどうかということはおわかっておりません。

○中川京貴委員 これまで、嘉手納飛行場、トリステーションもそうですが、いろいろな事業を行っていて、それがマスコミから先にこういった事業がされているという情報があって、やはり自治体としては事前にその報告を受けるべきだと思っています。県はその工事が始まった後からでしか知らないのでしょうか。例えば、訓練の場合には、事前に基地内の訓練がありますということがあって訓練が行われます。基地内で即応訓練などを行う場合、事前に告知をしてから訓練が行われるのですが、建築に当たって事前の報告はないのでしょうか。

○又吉進知事公室長 例えば、滑走路の補修などが嘉手納で行われていると思えます。この滑走路の片側を使わないといったような場合は、住民地域に近いほうの滑走路が多く使われるということで、その意味で、通報が事前にあったということは過去にございました。しかし、私の知る限りそれは義務づけられていることではなくて、恐らくかなりの程度、県が承知しない形での工事が行われていると考えるのが自然だと思えます。

○中川京貴委員 基地内の騒音問題も含めて、先ほど委員からの質疑の中で知事公室長が答弁しておりましたが、知事が何のために訪米するのかと。これまで西銘元知事、大田元知事、稲嶺元知事と、その中で大田元知事が訪米に何回も行かれている経緯があったと。やはり数字をもって知事公室長がいつもおっしゃるように理論武装をして、沖縄の基地被害をしっかりと訴えていくと。対立では解決にはならないと思っております。県民の声ということで、アメリカに対して対立姿勢で一方的な意見を言うことになれば、アメリカは聞く耳を持たないと思えます。その証拠に、嘉手納飛行場周辺では対立ではなくて、お互いにいろいろな意見を言いながら、お互いのよき隣人という立場を尊重してくれと当時の宮城町長が言ったときには、海軍駐機場の移設が成功したり、また駐機場は基地内ではあるのですが、嘉手納の街から中に入れてくれということが

実現しております。そういった意味では、知事が訪米をして、しっかり沖縄の基地を具体的に理論武装をして訴えることが基地の整理縮小、基地被害をとめることになると思っていますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 全く委員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、知事訪米を過去4回ほどやっております。実際に米政府に訴える場面とシンポジウム等で意見を言われる場面があります。米政府に対しては、日本政府に言うべき問題と、今委員からの御質疑にあったように、米軍の運用をきちんと理解して低減していただきたいと米側に言う問題というものもしっかりと整理をした上で、トータルな意味で基地負担の軽減を県民が納得するような形にしていだきたいということを再三申し上げているわけです。その意味では、今後ともこういう活動は必要であろうと思っております。

○中川京貴委員 知事公室長が本会議でも、一般質問、代表質問でもよく言っていますが、軍転協や渉外関係主要都道県知事連絡協議会一渉外知事会で話し合いするものと基地の実態というものは、アメリカ政府に直接訴えることが一番の解決策だと思っております。その証拠に、知事が訪米をするときにはそれなりの基地の負担軽減にもつながっていることもございます。過去に知事が訪米をするときに、県議会で予算が否決された経緯がありました。しかしながら、補正を組んで一たしか、補正だったと記憶をしていますが、予算を組んで知事が訪米することによって基地の負担軽減や嘉手納以南の問題、整理縮小も少しずつではありますが、目に見える形で進んでいると思っておりますが、いかがでしょうか。

○又吉進知事公室長 議会で仲井眞県政の基地負担軽減といった形で答弁を申し上げました。やはり、抜本的に大きく進んでいるということにつきましては実感が乏しいということは御承知のとおりです。しかし、日米地位協定で特別協定の協議が始まったり、ホテル・ホテル訓練水域の解除といったものが進捗しているということはございますので、こういったことは実際に海域の図面を先方に見せたり、その漁業の実態を見せたり、あるいは日米地位協定でどういことが起きているのかということを中心に県側から知事が説明したことによって一つの進捗がもたらされたのだと考えております。

○中川京貴委員 71ページ、陳情第6号。県立読谷高等学校への米軍車両の無断侵入に対する陳情について、これは一般質問でも出ていたと思っておりますが、た



しか嘉手納小学校でもそういう事故が発生しました。基地周辺の学校では、学校の前に英語表記でそういった表札が立てられているのでしょうか。

○浜口茂樹教育指導統括監 基地周辺の全ての学校に立てられているということではございません。

○中川京貴委員 これは後で警察本部の交通部にも聞きたいと思っているのですが、嘉手納町においては英語表記でここから大型車は侵入できませんと立て看板が道路には出ているのですが、学校入り口の前も英語表記で書かないと、ここで広いからUターンしたら都合がいいなということで入ってくるということも懸念されます。そういった意味では、検討をする必要はないのでしょうか。

○浜口茂樹教育指導統括監 基本的には、それぞれの学校で、特に小中学校の場合は市町村立の学校になりますので、市町村教育委員会のほうで対応するということになるかと思えます。ただ、米軍車両に限らず、全小中学校におきましては、不審者等の侵入防止も兼ねて登下校以外は門を閉めて、外部の者が侵入できないような対策はとっておりますし、入り口にもそういった看板等も出しておりますので、米軍車両につきましては今後検討していきたいと思っております。

○中川京貴委員 ぜひ、そういったまた予測される事故につながることは英語表記で、また不審者においても立て看板を立てて、大きな看板で学校に侵入してはいけないと、抑止力の一つとして早急にやるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○浜口茂樹教育指導統括監 検討していきたいと思っております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る12月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

比嘉善雄刑事部長。

○比嘉善雄刑事部長 平成25年12月から平成26年2月末までの米軍構成員等による事件の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯の検挙は、4件4名でございます。前年同期と比較をいたしますと、マイナス5件、マイナス5名ということになっております。

罪種別では、強姦事件が1件1名。これは前年同期比でプラス1件、プラス1名。住居侵入事件が3件3名。同じく前年同期比でプラス1件、プラス1名となっております。

なお、検挙しました事件4件につきましては、全て那覇地方検察庁に送致をしております。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

砂川道男交通部長。

○砂川道男交通部長 昨年12月以降の米軍構成員等による人身事故の発生状況について御説明いたします。

米軍構成員等一軍人・軍属及びその家族による人身事故につきましては、昨年12月から本年2月までの間に35件。前年同期比でプラス6件、プラス20.7%発生しておりますが、死亡事故の発生はありません。

以上で、御説明を終わります。

○新垣清涼委員長 警察本部交通部長の説明は終わりました。

これより、12月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

嘉陽宗儀委員。

○嘉陽宗儀委員 送検した件数をもう一度説明してもらえますか。

○比嘉善雄刑事部長 4件の4名でございます。

○嘉陽宗儀委員 そのうち起訴されたのは何名ですか。

○比嘉善雄刑事部長 起訴されたのは1件でございます。残りの3件につきましては不起訴という形になっております。

○嘉陽宗儀委員 警察としては、基本的には送検した以上は起訴をして、きちんと罪を問うという自信があつてやったと思うのですが、あとの3件は検察庁の判断は正当だったと考えていますか。

○比嘉善雄刑事部長 警察としましては、委員のおっしゃるように、事件がありまして、それを法と証拠に基づいて捜査をし、その後、那覇地方検察庁に送致をするわけですが、これら起訴、不起訴については那覇地方検察庁の判断でありまして、我々がどうこうコメントを言うことについては差し控えさせていただきたいと思えます。

○嘉陽宗儀委員 この件については、国会サイドで問題になっていて、米軍が事件・事故を起こして警察が逮捕をして送検をしても、結局は検察庁を含めて起訴をして、有罪判決を勝ち取るということはほとんどありません。そのことが国会で明らかになっていますよね。皆さん方がこれまで逮捕をして、送検をして、起訴されて有罪になったのは、この間何件ぐらいありますか。

○比嘉善雄刑事部長 昨年の12月からことしの2月までの中で言いますと、4件送検しましたが、起訴された1件につきましては罰金刑という形になります。

○嘉陽宗儀委員 資料を提出してもらいたいのですが、例えば復帰後の問題についてでもいいので、これまで皆さん方が検挙をして、送検をして、裁判をさ

れて有罪になったものが何件あるのか、資料を後で出してもらえますか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉部長が平成16年以降の統計なら可能と申し出たところ、  
嘉陽委員は了承した。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

比嘉善雄刑事部長。

○比嘉善雄刑事部長 後ほど資料を提供したいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 1つお聞きしたいのが、こういった米軍関係の事件・事故が発生して、今平成16年から資料がありますよということなのですが、殺人事件などといった重大事件を起こした犯人を逮捕して送検しますよね。これが再び沖縄に入ってくるときに警察としては把握していますか。報告はありますか。

○比嘉善雄刑事部長 委員のおっしゃることにつきましては、送検をして、その後本人がどうなったのか、出獄して、あるいは再度沖縄に入ってきたのかについては把握してはおりません。

○中川京貴委員 例えば、民間の場合には、そういった事件で刑務所に入って、出てくる場合には警察署は把握をしますよね。そして、事件が発生したらその事件の家族にこういった方々が出てきていますと、ある意味警察も注意をしながらパトロールをしたいと思います。そういった意味で聞いています。民間の事件の場合には、警察は把握をしていますよね。

○比嘉善雄刑事部長 刑務所に入って、その後出所した者については法務省から連絡がありますので、それについては把握して対策をとっておりますが、米軍についてはそういうものがないので、全くわからないという状況でございます。

○中川京貴委員 私が知る限りにおいて、米軍の場合、例えば、放火、殺人、そういった関係の場合には米軍として復帰ができないという説明を受けたことがあります。しかしながら、そういう事件にならない、例えば強姦事件など、そういった方々が復帰して沖縄に入ってくる可能性はないですかと聞いたことがあります。警察として、それについて一切把握はできないということですか。

○比嘉善雄刑事部長 おっしゃるとおり、把握はしてございませんし、把握するすべが今のところないというのが実情でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
吉田勝廣委員。

○吉田勝廣委員 先ほどの送検した4件ですが、強姦と言っていましたよね。この強姦事件で罰金刑ということは、どういうことでしょうか。

○比嘉善雄刑事部長 起訴1件につきましては、委員お尋ねの強姦事件についてではありません。

○吉田勝廣委員 強姦をして、起訴されて、不起訴になると。何かあったのですか。

○比嘉善雄刑事部長 性犯罪のことでありまして、この詳細は答弁を差し控えさせていただきたいと思えます。警察としては事件を送致しまして、この件については不起訴という形になっております。理由については把握をしておりません。

○吉田勝廣委員 途中で被害者が取り下げるとか、強姦事件というものはそのようなものなので気になりました。それは把握をしていないということですか。

○比嘉善雄刑事部長 処分結果については、どういう形で、どういう理由で不起訴になったのかについては把握はしておりません。

○吉田勝廣委員 例えば、起訴する前に取り下げるとか、そういうことがあれば警察でいろいろと対策がとれるのですが、一旦検察庁に上がってそこでまた不起訴になるわけですから、私の想像ですが、そういうことをするとそう

ということなのかなと思います。それは把握していないからしょうがないですね。

それから、最近外国人の交通事故が多いですよ。頻繁にありますね。私も国道329号から来ますが、そのときの交通事故の処理が非常に遅いように感じます。また、米軍の運転手は非常に若いのです。ですから、大型車両に乗って運転をして国道を走るときのさまざまな訓練とか、注意義務とか、あるいはエンジン不良など、こういうものが往々に見られるような感じがします。私も大体おりにいろいろ聞いていますが。この交通事故関係で交通渋滞が少しひどいなという感じもするのですが、その辺の対策はどういう形でやっていますか。

**○砂川道男交通部長** 米軍車両の交通事故で国道58号が渋滞になるということが散見されております。単なる故障や接触事故、あるいは民間車両との物損事故等が発生しているところです。これについては、沖縄防衛局にも出発時における車両点検は十分にやるようその都度注意喚起はしているところです。そして、事故が発生した場合には、大型車両で2つの車線を塞ぐということがありますので、できるだけ現場に警察官は早目に駆けつけ、交通規制をして、空き地があればそこに移動をするように最大の努力はしているところですが、残念ながら県民に渋滞などで迷惑をかけている現状でございます。

**○吉田勝廣委員** 渋滞だけでしたらまだいいですよ。そうすると、補償問題になると日米地位協定がいろいろあって、勤務中か、勤務時間内か、また、小さい事件・事故のときには補償還元は難しいからなど、さまざまな問題が惹起してきます。交通事故の取り締まりのときには、どういう形で補償関係や沖縄防衛局との関係など、例えば公務中なら沖縄防衛局が大体やりますが、こちらが被害者の場合、警察は関係者への助言などはどのようにやっていますか。

**○砂川道男交通部長** 物損事故、人身事故も含めて交通事故が発生した場合には、通常現場に警察が駆けつけ、交通違反、あるいは明確な過失があれば検挙をしたり、切符処理をしたりしております。そして、保険関係については、お互いの保険証を確認して、保険に入っているのか、入っていないのかについて教示します。米軍関係について保険に入っているのかどうかについては、公務中の場合と私的な場合などいろいろありますので、そのトラブルを防ぐために、まず日本の警察が先着した場合、あるいは日本の警察が把握した場合には必ずMP一向この担当者も呼んで、日本側の民間人の主張、あるいは米軍側の主張、これが正しく報告されているのかお互い確認を行います。保険関係については、その場で加入をしているのかチェックをして、保険に関するトラブルが

あれば、警察安全相談等もありますし、またその場で沖縄防衛局との連絡になりますので、トラブルになれば相談をしてくださいと教示はしているところがあります。

○吉田勝廣委員 次ですが、例えば交通事故を起こす年齢、それから公務外での保険の加入率。これはよく保険加入は100%と言いますが、なかなか加入していない場合もあります。それから駐車場の把握。これは公務外の車で、Yナンバーと言われるるものです。そういうことも含めて交通事故を起こすと、皆さんは把握されますよね。その辺の実態はわかりますか。

○砂川道男交通部長 Yナンバーを持っている米軍人等は、保険にはほとんどが加入していると思っておりますが、事故の起こりやすい場所などはもちろん、ここに米軍人の事故だけではなく、全ての事故の発生しやすい場所については常に把握しているところでもあります。先ほど言いました米軍人、軍属の車庫証明については、外人住宅がそれぞれありまして、そこに車庫証明は出ていなくて一出ていないという問題もありますが、そういうものは一応把握に努めているところでもあります。

○吉田勝廣委員 先ほどの公務外、公務中における事故を起こす年齢層についてはどうですか。

○砂川道男交通部長 年齢層について、もちろん若い人が事故を起こすことは当然多いと思いますが、軍人の年齢層については特に把握はしておりません。

○吉田勝廣委員 確率が高いので、ぜひ年齢層を把握していただきたいと思います。海兵隊は20歳前後が大体80%いると言っていますので、その辺から研究をしてください。

○砂川道男交通部長 米軍人が若いというのは、当然若いのですが、非常に運転が下手くそですよ。そういうことで飲酒運転防止も加えて、新兵には私のほうから赴いて講話もしているところではありますが、何分技術については我々の範疇外でありますので、知識としては注意喚起をしているところでもあります。

○吉田勝廣委員 私が言っているのは、未熟な運転手が大型車を運転する、そして事故を起こす。これは大変なことなのです。だから非常に怖いのです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

○新里米吉委員 強姦事件などを起こした米軍人の皆さんは除隊処分にはなりませんか。それは把握していませんか。

○比嘉善雄刑事部長 米軍の軍規違反については把握する手だてがございません。

○新里米吉委員 日本の公務員でしたら間違いなく懲戒処分ですよ。職を失います。こういう悪質なものは、たとえその事件が発覚して親告罪になるので、起訴をした後取り下げなどがあつたにしても、日本でしたら間違いなく職を失うので、アメリカの軍人たちが軍法会議でどういう取り扱いをしているのか、首にならなければ—そういう犯罪は再犯を繰り返しがちだとよく聞かされているものですから、先ほどみたいに舞い戻ってきたりなど、こういう話にもなりかねないですよ。そこら辺は米軍ともよく話をして、皆さんにも情報をキャッチしていただきたいなということを要望して終わります。

○比嘉善雄刑事部長 ことしの1月から米軍内で犯罪を犯して処分された者の結果につきましても、那覇地方検察庁に通報するという形にシステムができていくということでございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、12月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等退席)

○新垣清涼委員長 再開いたします。



陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情36件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼